令和７年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業）のうち

高層ZEH－M支援事業

公募要領

令和７年４月

一般社団法人
環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人　環境共創イニシアチブ（以下、「ＳＩＩ」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、ＳＩＩとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下、「補助金適正化法」という。）」、及びＳＩＩが定める「令和７年度　二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ＺＥＨ）化等支援事業及び集合住宅の省ＣＯ２化促進事業）」交付規程（以下、「交付規程」という。）をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。

② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、ＳＩＩとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただきます。

③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年１０．９５％の利率）を加えた額をＳＩＩに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、ＳＩＩから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。

④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第２９条から第３２条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。

⑤ ＳＩＩから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。

⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たっては、環境省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様）。

⑦ 補助金で取得又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてＳＩＩの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、ＳＩＩは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

※処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年３月３１日大蔵省令第１５号）に定める年数）の期間をいう（以下同じ）。

※処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し又は担保に供することをいう。

⑧ 補助事業に係る資料（申請書類、ＳＩＩ発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後６年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。

⑨ ＳＩＩは、交付決定後、交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業概要等をＳＩＩのホームページ（以下、「ＺＥＨ　Ｗｅｂ」という。）等で

⑩ 公表することがあります（個人・個人事業主を除く）。

⑪ ＳＩＩが会計検査院（国会及び裁判所に属さず、内閣からも独立した憲法上の機関として、国や法律で定められた機関の会計を検査し、会計経理が正しく

⑫ 行われるように監督する職責を果たしている機関）から検査を受ける際には、ＳＩＩの補助事業者等に対しても、会計検査院による実地検査等が及ぶことがあります（補助事業の終了後も含む）。

一般社団法人　環境共創イニシアチブ

目次

1. はじめに　P 4

1－1.　事業趣旨　P 5
1－2.　集合住宅におけるＺＥＨ－Ｍの定義　P 6

2. 事業概要　P 7

2－1.　補助金名　P 8
2－2.　事業規模　P 8
2－3.　申請者　P 8
2－4.　補助対象建築物　P 9
2－5.　事業スキーム　P１０
2－6.　申請の単位　P１０
2－7.　公募期間　P１１
2－8.　事業期間　P１１
2－9.　実績報告期限　P１２
2－１０.　他の補助金との調整　P１２
2－１１.　複数年度事業について　P１３
2－１２.　本事業のスケジュール　P１４
2－１３.　補助率及び補助金額の上限　P１５
2－１４.　補助対象経費　P１６
2－１５.　補助対象経費の計算方法　P１７
2－１６.　補助対象となる追加設備の導入　P２６

3. 事業要件　P２９

3－1.　交付要件　P３０
3－2.　補助対象及び設備等の要件　P３４
3－3.　ハイグレード仕様　P３８
3－4　追加設備等（戸あたり定額に加算される補助対象設備）　P４０
3－5.　ＺＥＨデベロッパー　P５０
3－6.　広告媒体への省エネ性能ラベル掲載について　P５１
3－7.　「エネルギー使用状況」の計測・報告について　P５２
3－8.　「定期報告（アンケート）」について　P５３
3－9.　補助事業に係るデータの取り扱い　P５４
3－１０.「集合住宅におけるＺＥＨの設計ガイドライン作成」のための情報開示　P５４
3－１１.　個人情報の取得と利用について（申請者）　P５５
3－１２.　個人情報の取得と利用について（事業継承者）　P５７
3－１３.　個人情報の取得と利用について（賃貸借契約居住者）　P５９

4. 事業の実施　P６１

4－1.　事業フロー　P６２
4－2.　公募～交付決定　P６３
4－3.　補助事業実施中の留意事項　P６８
4－4.　補助事業の開始　P６９
4－5.　中間報告　P７０
4－6.　補助事業の完了　P７０
4－7.　実績報告及び確定検査（書類審査・現地調査）　P７１
4－8.　補助金交付額の確定及び補助金の支払い　P７１
4－9.　取得財産の管理等　P７２
4－１０.　よくあるご質問　P７２

5. 交付申請の方法　P７３

5－1.　交付申請の流れ　P７４
5－2.　データ提出における注意事項　P７４
5－3.　交付申請提出書類リスト　P７５
5－4.　本人確認書類のマスキング処理について　P７９

１．はじめに

１－１．　事業趣旨
１－２．　集合住宅におけるＺＥＨ－Ｍの定義

１－１．事業趣旨

２０２４年５月に閣議決定された第六次環境基本計画では、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現が政策目標として掲げられており、住宅の省エネ化・省ＣＯ２化によってもたらされるエネルギーの自給自足による災害時のレジリエンス強化やエネルギー価格高騰への対策、断熱性能向上によるヒートショック対策は、目標達成に大きく寄与するものと考えられる。

ＺＥＨの深掘り、普及のためには、性能の向上に加えてＺＥＨに関わるプレーヤーを拡大することも必要になる。性能の向上の観点では、高い断熱性能や再生可能エネルギーの自家消費拡大に資するシステム導入を追加補助することで、深掘りを支援する。また、プレーヤー拡大の観点では、戸建住宅と集合住宅、大手ハウスメーカーと一般工務店とでは異なる市場実態等を理解した上で、それぞれに合わせた申請システムの提供や情報発信を強化していくことで、それぞれの特性にあわせた申請コスト削減施策や情報提供により、ＺＥＨ－Ｍに取り組む事業者の裾野拡大を目指す。こうした取組を通じて、省エネ設備・システムの普及やプレーヤーの拡大による新たな成長につなげていく。

本事業を通じて集合住宅のＺＥＨ－Ｍ化を進めることにより、ＺＥＨの深掘り、またプレーヤーの拡大を目指し、ひいては２０３０年度家庭部門排出量削減目標の達成、並びに２０５０年カーボンニュートラルに向けた政府目標の達成に寄与することを目指す。

◆「地球温暖化対策計画」については、環境省のホームページをご確認ください。
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html

◆「エネルギー基本計画」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/

◆「ZEB・ZEH-Mの普及促進に向けた今後の検討の方向性について」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/index02.html

◆集合住宅におけるZEHの設計ガイドライン
https://zehweb.jp/zehinfo/guidelines/

１－２．集合住宅におけるＺＥＨ－Ｍの定義

分類・通称		要件※1						目指すべき水準（建物の階数に応じて、目指すべき水準を設定している。）
		強化外皮基準（U_A値）地域区分			一次エネルギー消費量削減率		その他要件・備考	
		１・２	３	４～７	省エネのみ※5	再エネ等含む		
① **住棟又は住宅用途部分（複合建築物の場合）** ※2、3、4	**『ＺＥＨ－Ｍ』 ゼッチ・マンション**	０．４０以下	０．５０以下	０．６０以下	２０％以上	１００％以上	（住棟の評価方法） ・U_A値：全ての住戸 ・省エネルギー率(ＢＥＩ)：共用部含む住棟全体	３階建以下
	Nearly ＺＥＨ－Ｍ ニアリー・ゼッチ・マンション					７５％以上 １００％未満		
	ＺＥＨ－Ｍ Ready ゼッチ・マンション・レディ					５０％以上 ７５％未満		４階建以上 ５階建以下
	ＺＥＨ－Ｍ Oriented ゼッチ・マンション・オリエンテッド					－		６階建以上
② **住戸** ※2、3、4	**『ＺＥＨ』 ゼッチ**					１００％以上	－	－
	Nearly ＺＥＨ ニアリー・ゼッチ					７５％以上 １００％未満	－	－
	ＺＥＨ Ready ゼッチ・レディ					５０％以上 ７５％未満	－	－
	ＺＥＨ Oriented ゼッチ・オリエンテッド					－	－	－

出典：経済産業省資源エネルギー庁公表の「ＺＥＢ・ＺＥＨ－Ｍの普及促進に向けた今後の検討の方向性について」より抜粋

※１ ①住棟又は住宅用途部分と②住戸のＺＥＨ評価は、独立して行うものとする。
※２ 強化外皮基準は、１～８地域の平成２８年省エネルギー基準（η_{AC}値、気密・防露性能の確保等の留意事項）を満たした上で、
　　U_A値１・２地域：０.４W/㎡K以下、３地域：０.５W/㎡K以下、４～７地域：０.６W/㎡K以下とする。
※３ 一次エネルギー消費量の計算は、住戸部分は住宅計算法（暖冷房、換気、給湯、照明（その他の一次エネルギー消費量は除く））、
　　共用部は非住宅計算法（暖冷房、換気、給湯、照明、昇降機（その他の一次エネルギー消費量は除く））とする。
※４ 再生可能エネルギーの対象は敷地内（オンサイト）に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。（但し、余剰売電分に限る。）
※５ 「太陽光発電設備による発電量」、「コージェネレーション設備の発電量のうち売電分」を除く。

＜注意＞上記は集合住宅におけるＺＥＨの定義であり、本事業の補助要件とは異なる。
本事業では、住宅部分が６層以上２０層以下の高層集合住宅で住棟の評価がＺＥＨ－Ｍ Oriented以上となる集合住宅を公募する。

２．事業概要

２－１．　補助金名
２－２．　事業規模
２－３．　申請者
２－４．　補助事業
２－５．　事業スキーム
２－６．　申請の単位
２－７．　公募期間
２－８．　事業期間
２－９．実績報告期限
２－１０．他の補助金との調整
２－１１．複数年度事業について
２－１２．本事業のスケジュール
２－１３．補助率及び補助金額の上限
２－１４．補助対象経費
２－１５．補助対象経費の計算方法
２－１６．補助対象となる追加設備の導入

【補助事業を行う者の表記について】

本公募要領における補助事業を行う者を以下のとおり定義する。
・本補助金の交付申請をする者・・・申請者
・本補助金の交付決定を受けた者・・・補助事業者

2.　事業概要

２－１．補助金名

令和７年度　二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ＺＥＨ）化等支援事業及び集合住宅の省ＣＯ２化促進事業）のうち高層ＺＥＨ－Ｍ支援事業
略称：令和７年度　高層ＺＥＨ－Ｍ支援事業（以下、「本事業」という。）

２－２．事業規模

約０．２億円（予定）

２－３．申請者

申請者は、以下要件を満たすこと。

申請者の要件	備考
・個人又は日本国内で事業を営んでいる個人事業主や法人等で補助対象となる高層集合住宅の建築主、デベロッパー等（所有者）であり、①②のいずれかに該当するもの。 ・個人事業主は、原則青色申告者であり、税務代理権限証書の写し又は税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明（任意書式）又は税務署の受領印が押印された確定申告書と所得税青色申告決算書の写しを提出できること。 電子申請にて確定申告を行った場合は押印不要。 ただし受付したことが分かる申込画面の出力を提出すること。	①　ＳＩＩが公募・登録・公表を行うＺＥＨデベロッパーに登録されている。 ②　個人又は宅地建物取引業免許を有する不動産業以外の法人であり、ＺＥＨデベロッパーに補助対象建築物の建築を発注する計画を有する建築主。

＜申請者の同意事項＞

申請者の要件	備考
政府が推進する新しい国民運動「デコ活」の趣旨に賛同し、「デコ活宣言」あるいは「デコ活応援団への参画」のどちらか一方、若しくは両方を行っていること。	以下サイトに「デコ活宣言」あるいは「デコ活応援団」への参画を行ってください。 【デコ活宣言】https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/join/ 【デコ活応援団】https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/#council

２－４．補助対象建築物

住宅用途部分が６層以上２０層以下の新築高層集合住宅で、ＺＥＨ－Ｍの定義を満たし、かつＺＥＨ－Ｍの構成要素となる高性能建材や高性能設備等を導入する集合住宅として、以下の要件全てを満たすもの。

① ＺＥＨ－Ｍの定義においてＺＥＨ－Ｍ Oriented以上を満たしていること。

② 住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階層は階数に算入しない。

③ 申請は建築物全体とし、原則部分申請はできない。

④ 以下の要件に全て適合していること。

- 土砂災害特別警戒区域※1又は災害危険区域※2（急傾斜地崩壊危険区域※3又は地すべり防止区域※4と重複する区域に限る。）に該当しないこと。
- 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第５項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第３項の規定による勧告に従わなかった旨が公表されているものではないこと。
- 市街化調整区域※5であって土砂災害警戒区域※6又は浸水想定区域※7に該当する区域に該当しないこと。

※１　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域をいう。

※２　建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第１項に規定する災害危険区域をいう。

※３　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項に規定する急傾斜地崩壊危険区域をいう。

※４　地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第３条第１項に規定する地すべり防止区域をいう。

※５　都市計画法（昭和43年法律第100号）第７条第１項に規定する市街化調整区域をいう。

※６　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定に基づく土砂災害警戒区域をいう。

※７　水防法（昭和24年法律第193号）第14条第１項若しくは第２項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第14条の３第１項に規定する高潮浸水想定区域における浸水想定高さ３m以上の区域をいう。

２－５．事業スキーム

本事業の運営は以下のスキームによる。

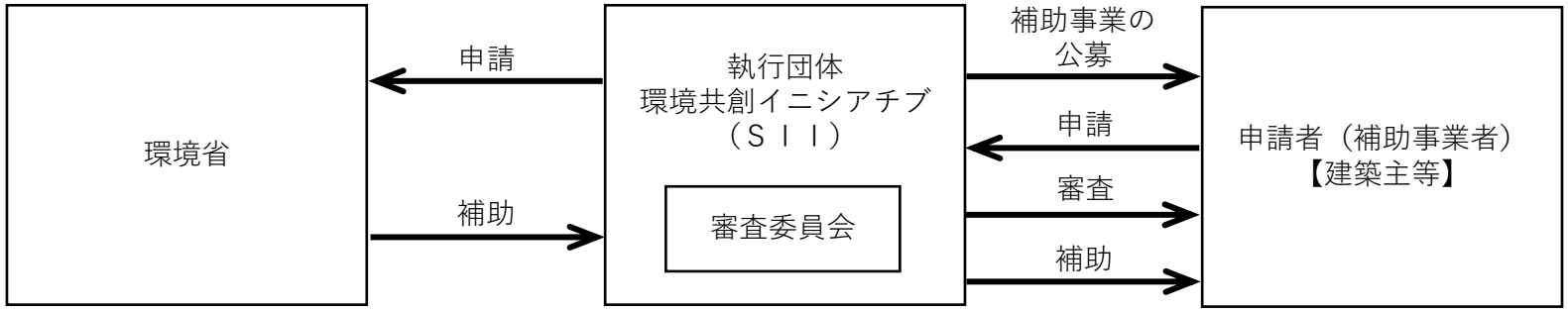

２－６．申請の単位

本事業の申請は住棟単位とし、かつ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号（以下「建築物省エネ法」という。））第７条に基づく省エネ性能表示（ＢＥＬＳ等、第三者認証を受けているものに限る。以下、「ＢＥＬＳ」という。）の住棟評価における評価書ごととする。

２－７．公募期間

一次公募　：　２０２５年　５月１９日（月）～２０２５年　６月２０日（金）１７時まで
二次公募　：　２０２５年　９月　１日（月）～２０２５年　９月３０日（火）１７時まで

【注意事項】

- 上記提出期限は、書類に不備や不足が一切ない場合の到着期限であり、早めの提出を心がけること。
- 一次公募への申請状況を踏まえ、十分な想定補助件数を確保できない場合には、二次公募を実施しないことがあります。その場合には、当該公募の開始日までにその旨をＺＥＨ　Ｗｅbで公表します。

２－８．事業期間

原則単年度事業とするが、補助事業の工程上、単年度では事業完了が不可能な場合は複数年度事業を認める。
複数年度事業の事業年度は、最長４年度とする。（以下の事業期間内に事業を完了できること）

- 一次公募
  令和７年度のみ事業の場合（単年度）　：交付決定日～２０２６年　１月２４日（土）まで
  令和８年度以降も継続して実施する場合（複数年度）
  ａ）１年目がＢＥＬＳ取得のみの場合　：交付決定日～２０２６年　１月３１日（土）まで
  ｂ）１年目から工事を行う場合　　：交付決定日～２０２６年　１月２４日（土）まで

- 二次公募
  交付決定～２０２６年　１月３１日（土）まで

※複数年度事業についてはＰ１３参照。

２－９．実績報告期限

事業完了日から３０日以内又は以下のいずれか早い日の１７時までにＳＩＩに報告。

- 一次公募
  令和７年度のみ事業の場合（単年度）　：２０２６年　１月３０日（金）まで
  令和８年度以降も継続して実施する場合（複数年度）

  ａ）１年目がＢＥＬＳ取得のみの場合　：２０２６年　２月　６日（金）まで
  ｂ）１年目から工事を行う場合　：２０２６年　１月３０日（金）まで

- 二次公募
  ２０２６年　２月　６日（金）まで

※提出期限以降の報告は一切受け付けないので、提出期限を厳守すること。

２－１０．他の補助金との調整

① 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第２条第４項第１号に掲げる給付金及び同項第２号に掲げる資金を含む）と重複する補助対象費用が含まれていないこと。

② 他の補助事業に申請する予定、申請している又は既に他の補助金等の交付を受けている場合は、その補助事業名及び補助対象設備等について、申請時に必ず記入すること。

③ 国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金（年１０．９５％の利率）を加えた額を返還することとなる。

２－１１．複数年度事業について

① 本年度の交付決定は、翌年度以降の交付決定を保証するものではない。

② 各年度に補助金の交付申請を行い原則、交付決定を受けた後に補助対象事業を実施すること。
交付決定前に補助対象工事に着手した場合は、事前着手とみなし補助金が支払われない場合がある。ただし、交付規程第１４条に基づき、ＳＩＩが定めた期日までに「翌年度補助事業開始承認申請」を提出し、ＳＩＩの承認を受けた事業は、２０２６年４月１日以降、翌年度の交付決定を受ける前に補助事業の着手を認める。

③ 翌年度以降の補助金額は、採択初年度の交付決定時に各年度、区分ごとに配分された金額を超えることはできない。

④ 翌年度以降において公募予算額を超える申請があった場合等には、補助金が減額される（状況によっては交付決定されない）ことがある。その場合でも、原則、竣工まで事業を継続すること。途中で事業を中止した場合には、原則として既に交付した補助金の返還が必要となることがあるので注意すること。

⑤ 複数年度事業の事業期間は当該年度の交付決定日から当該年度の１月２４日までとする。

⑥ 本年度（初年度）の事業完了までにＢＥＬＳの取得を完了させること。期日以内に取得完了しなかった場合は交付決定の取消となる場合があるので注意すること。

⑦ 複数年度計画の補助事業として採択された事業で、２年目以降の事業を継続しない場合、過年度に交付した補助金は返還となる。

２－１２．本事業のスケジュール

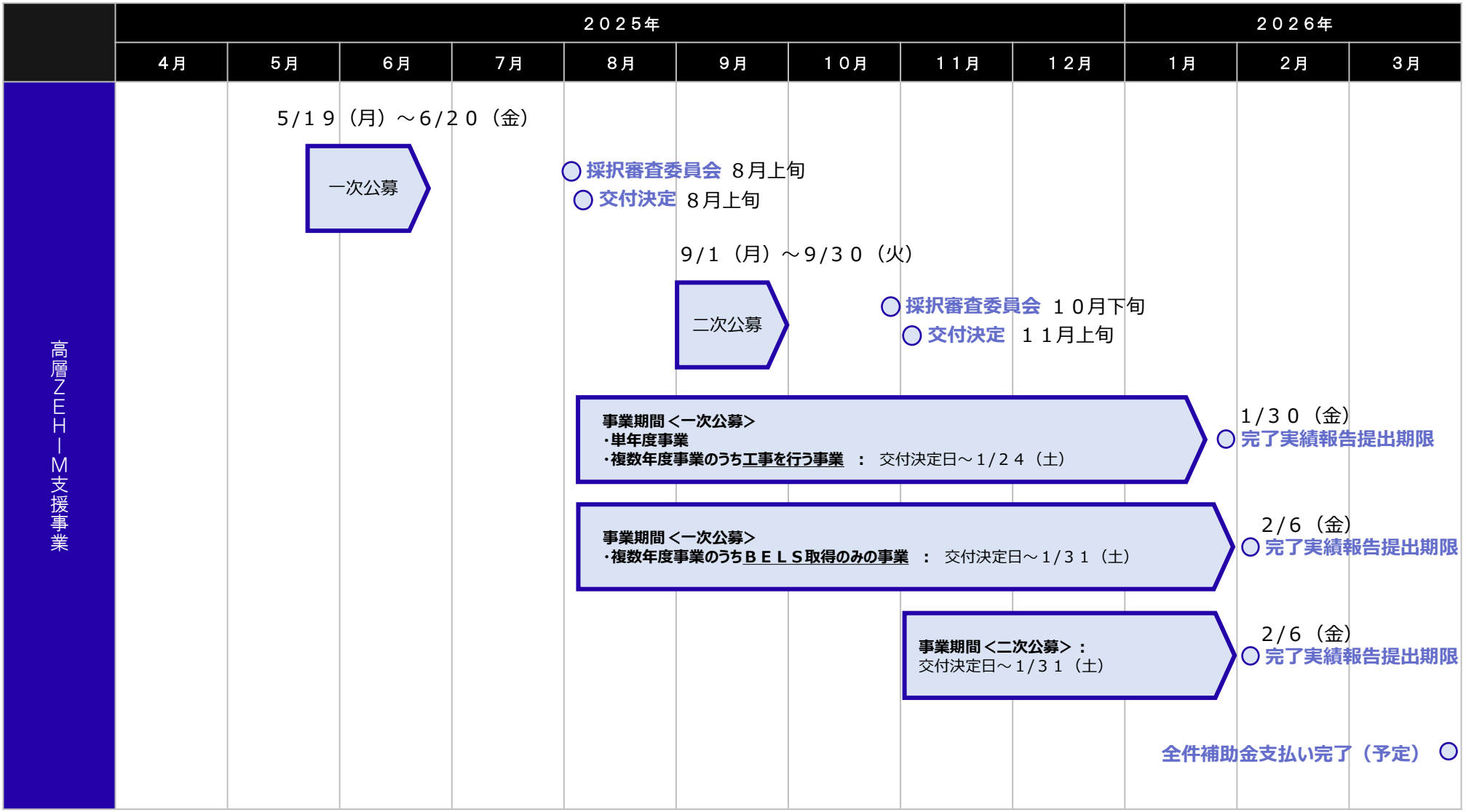

２－１３．補助率及び補助金額の上限

補助率：補助対象経費の１／３以内とする。

※ただし、算出された補助金の額に１,０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てる。

補助金額の上限：補助金額の上限は以下のうち、いずれか最も低い額とする。

a.　３億円／年

b.　複数年度事業における事業全体の上限：８億円

c.　ＺＥＨ－Ｍ：４０万円／戸（ＺＥＨ－Ｍの種別等によらず一律同額）

d.　ＺＥＨ－Ｍハイグレード仕様※（以下、「ハイグレード仕様」という。）：５０万円／戸（ＺＥＨ－Ｍの種別等によらず一律同額）

※以下の全てを満たすＺＥＨ－Ｍ

- 住棟を構成する全住戸の外皮性能が断熱等性能等級６相当以上
- 住棟の再生可能エネルギー等を除く一次エネルギー消費量削減率が３０％以上

詳細は「Ｐ３８　３－３．ハイグレード仕様」を参照。

なお、ハイグレード仕様として交付決定を受けた後に性能の変更等が発生する可能性が生じた場合は、速やかにＳＩＩへ連絡すること。

e.　補助対象事業の費用対効果に伴う補助額の上限：以下の計算式による。

補助金の額　≦　４６．８１×　年間一次エネルギー消費削減量※

※補助対象事業の基準一次エネルギー消費量（ＭＪ／年）から年間一次エネルギー消費量（創エネルギー量を含む）（ＭＪ／年）を差し引いた量。エネルギー計算は「Ｐ３０３－１．交付要件③」記載の計算方法によること。

２－１４．補助対象経費

補助対象経費の区分は以下のとおりとし、算出方法については、「Ｐ１７～Ｐ２５　２－１５．補助対象経費の計算方法」を確認。

区分	対象	項目
設 計 費	住棟全体	ＢＥＬＳ取得費用（住戸ＢＥＬＳ取得費用を含む）
設 備 費	専有部	高性能断熱材、高性能窓、高効率空調設備、高効率給湯設備、高効率換気設備、高効率照明設備（人感センサー制御付きのダウンライトに限る）、ＨＥＭＳ
	共用部	高効率空調設備、高効率換気設備、高効率照明設備（昼光センサー又は人感センサー制御付きの器具に限る）、蓄電システム、ＭＥＭＳ
工 事 費	専有部及び共用部共通	補助対象設備の導入に不可欠な工事に要する費用

２－１５．補助対象経費の計算方法

補助対象経費の算出手順

本事業では、設備ごとに定額単価を定めて、これに数量を乗じて補助対象経費を算出する「定額単価積み上げ方式」とし、以下のとおり補助対象経費を導入年度ごとに算出し、全住戸の高断熱外皮（高性能断熱材・高性能窓）及び設備費・工事費の補助対象経費を計上すること。

【１】設計費

（Ａ）ＢＥＬＳ取得に係る費用に沿って算出。（Ｐ１８参照）

【２】設備費・工事費

①　高断熱外皮（高性能断熱材・高性能窓）

（Ｂ）住戸に係る高性能断熱材に要する費用に沿って住戸ごとに算出。

（Ｐ１８～Ｐ１９参照）

②　空調設備・給湯設備・換気設備・照明設備等

（Ｃ）及び（Ｄ）設備ごとに定額単価表により算出し、定額単価において工事費は設備費に含む。

（Ｐ２０～Ｐ２５参照）

（Ｅ）定額単価積み上げ方式に該当しない設備費・工事費

- 見積明細を基に補助対象経費を算出すること。
- 見積明細を基に算出する補助対象経費は、当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められる標準価格等を参考として、算定されているものであること。
- ８地域の補助対象経費の算出方法は、導入する設備費・工事費の見積明細を作成し補助対象経費を算出すること。

■定額単価積み上げ方式により算出する補助対象経費

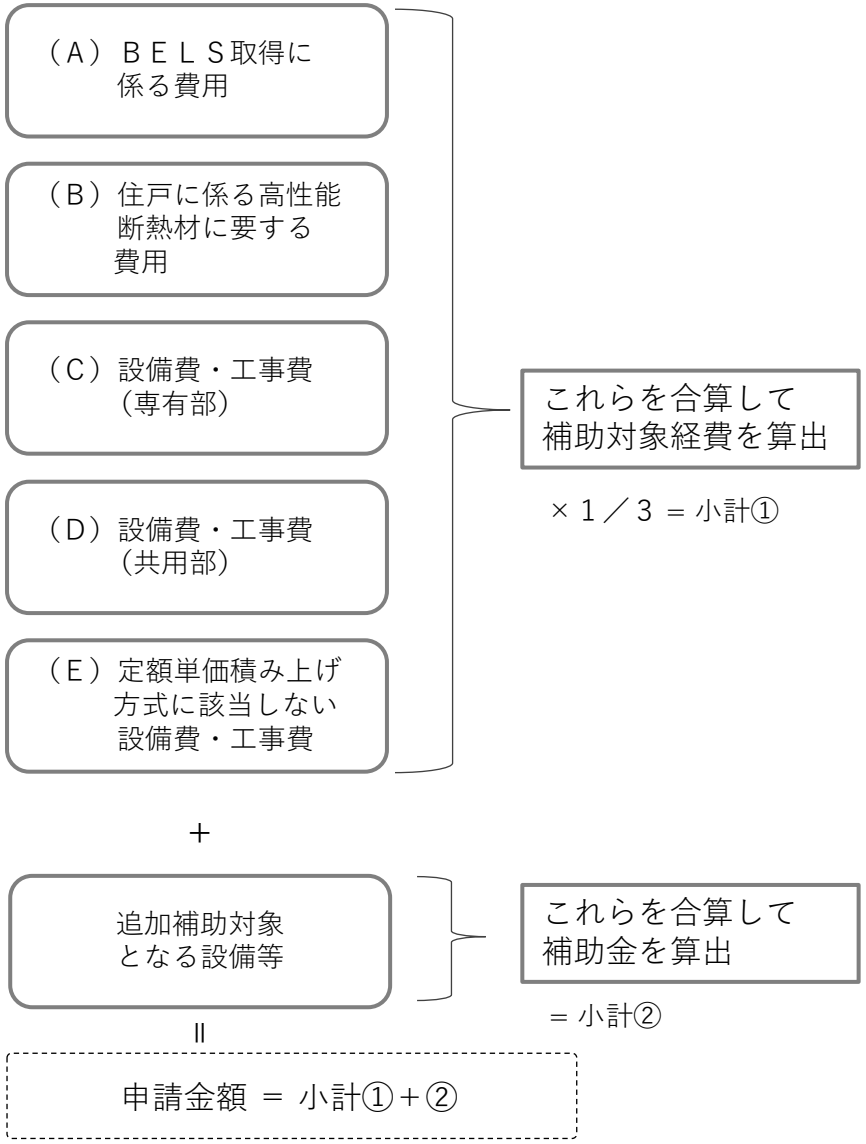

2.　事業概要

（A）ＢＥＬＳ取得に係る費用（住戸ＢＥＬＳを取得する場合はその費用を含む）

計算式	２００,０００円＋（2,０００円×住戸数）

【例】　２００,０００円＋（2,０００円×５０戸）＝３００,０００円

（B）住戸に係る高性能断熱材に要する費用（開口部材を含む）

基準単価に、下表に示す３つの住戸モデル区分ごとに該当する係数を乗じて住戸ごとに補助対象経費を算出。なお、８地域は補助対象外。

基準価格	ＺＥＨ－Ｍ	５５０,０００円
	ハイグレード仕様	７００,０００円

計算式	基準価格×住戸の床面積の係数×住戸の外皮性能の係数×住戸の位置属性の係数

【住戸モデル区分】

住戸の床面積

住戸の床面積	係数
０㎡以上～３５㎡未満	0.４０
３５㎡以上～５０㎡未満	0.６０
５０㎡以上～６５㎡未満	0.８０
６５㎡以上～８０㎡未満	1.００
８０㎡以上	1.１５

住戸の外皮性能（U_A値）

地域区分	住戸の外皮性能（U_A値）	係数
１・２	0.４以下	1.３０
3	0.５以下	1.１０
４・５・６・７	0.６以下	1.００

住戸の位置属性

住戸の位置属性		係数
平面	断面	
中住戸	中間階	1.００
	最下階	1.１０
	最上階	1.４０
角住戸	中間階	1.４０
	最下階	1.５０
	最上階	1.８０

（注）妻側外壁に開口のない角住戸は「中住戸」として選択すること。
（判断がつかない場合はＳＩＩへ相談すること）

【例】　住戸の床面積は６２㎡、地域区分は６、住戸の外皮性能（U_A値）は0.５３、
住戸位置属性は中住戸、最上階の場合
５５０,０００円×0.８０×1.００ × 1.４０ ＝６１６,０００円

【補足】専有部における住戸の位置属性

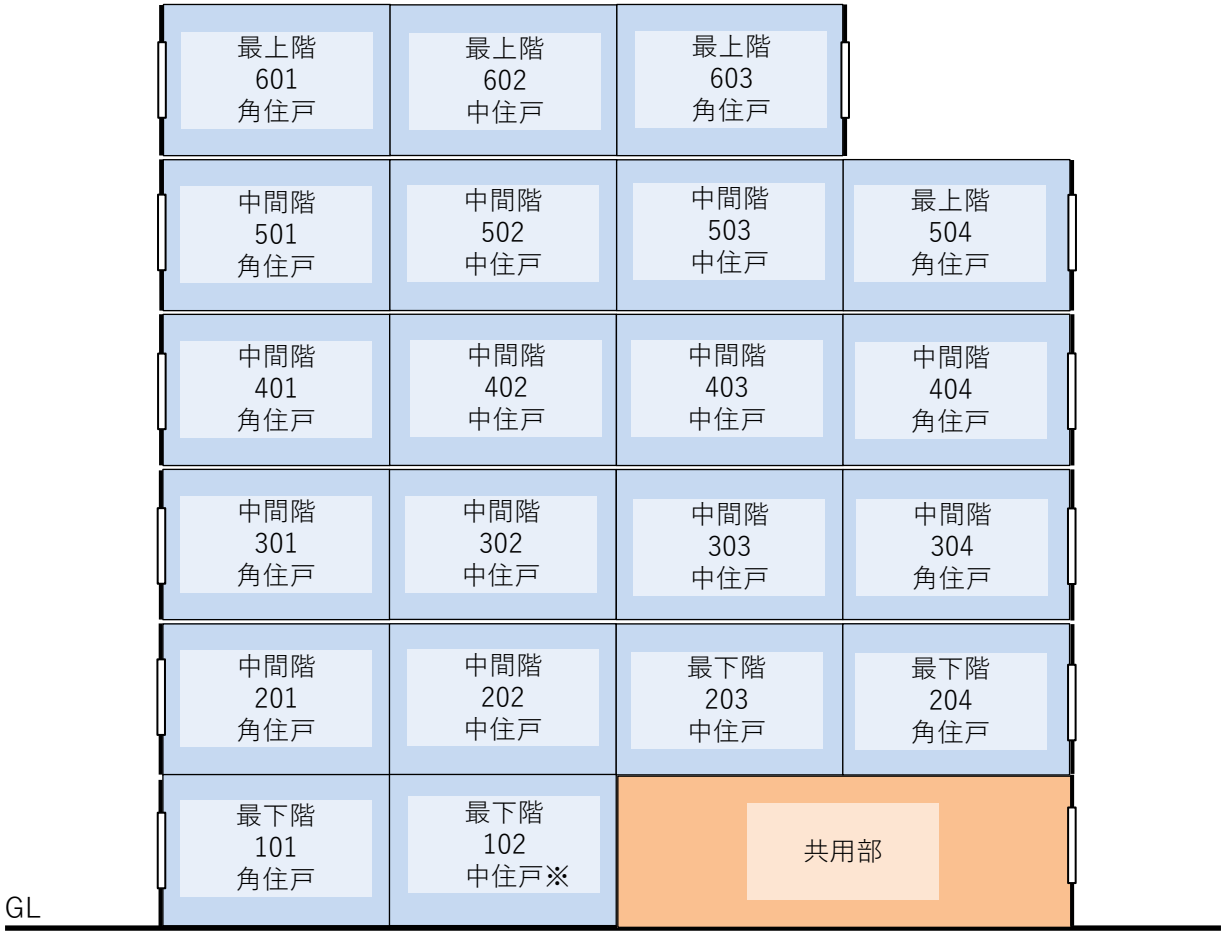

※妻側外壁に開口のない角住戸は中住戸とする

（C）設備費・工事費（専有部）

【空調設備｜個別エアコン・ハウジングエアコン・マルチエアコン】

専有部

	定格冷房能力	区分（い）　１台あたり	区分（い）未満　１台あたり
主たる居室は導入必須とする 【個別エアコン】 エネルギー消費性能計算プログラム（以下、「Ｗｅｂプログラム」という。）において個別エアコンを選択の場合は、区分（い）に限る 【ハウジングエアコン・マルチエアコン】 Ｗｅｂプログラムにおいてその他の暖房（冷房）設備機器を選択の場合は、熱源機の定格冷房能力が区分（い）同等か区分（い）未満かにより単価が異なる マルチエアコンでは、室内機の定格冷房能力に応じ、複数を選択する	2.2 ｋW	１５０,０００ 円	１２０,０００ 円
	2.5 ｋW	１６０,０００ 円	１３０,０００ 円
	2.8 ｋW	１７０,０００ 円	１４０,０００ 円
	3.6 ｋW	１８０,０００ 円	１５０,０００ 円
	4.0 ｋW	１９０,０００ 円	１６０,０００ 円
	5.6 ｋW	２００,０００ 円	１７０,０００ 円
	6.3 ｋW	２２０,０００ 円	１９０,０００ 円
	7.1 ｋW以上	２４０,０００ 円	２００,０００ 円

【空調設備｜エアコン付き温水床暖房】

専有部

	定格冷房能力	区分（い）　１セットあたり	区分（い）未満　１セットあたり
熱源機の定格冷房能力にて区分（い）同等か区分（い）未満かにより定額単価が異なる	5.6 ｋW未満	４６０,０００ 円	４３０,０００ 円
	5.6 ｋW以上	５３０,０００ 円	５００,０００ 円

【空調設備｜ヒートポンプ式セントラル空調システム】

専有部

	定格冷房能力	総額
熱源機の定格冷房能力に応じ、総額を定める	2.8 ｋW	３４０,０００ 円
	3.6 ｋW	４３０,０００ 円
	4.0 ｋW	４８０,０００ 円
	5.6 ｋW	６７０,０００ 円

次頁につづく

【空調設備｜温水床暖房】

専有部

	対象範囲	1戸あたり
給湯機と熱源が兼用の場合	パネル一式	１００,０００ 円
専用熱源機設置の場合	熱源機を含むパネル一式	３８０,０００ 円

【空調設備｜ファンコンベクター】

専有部

	暖房能力	1台あたり
固定式に限る	2.6 ｋW未満	６５,０００ 円
	2.6 ｋW以上	８０,０００ 円

【空調設備｜温水パネルラジエーター】

専有部

	（a）1枚あたりの金額		（b）係数			
	本体の見付面積（高さ×幅）	1枚あたり（㎡単価）	本体奥行			高さ２００mm以下 奥行１２５mm以上
			７５mm未満	７５～１５０mm未満	１５０mm以上	
・（a）１枚あたりの金額×（b）係数にて算出 ・工事費はパネル1台あたり一律定額２５,０００円を加算	0.2 ㎡未満	２２０,０００ 円	1.0	1.6	2.9	3.4 ※ローボーイ（床置）
	0.2～0.4 ㎡未満	１３０,０００ 円				
	0.4～0.7 ㎡未満	９０,０００ 円				
	0.7～1.0 ㎡未満	７０,０００ 円				
	1.0 ㎡以上	６０,０００ 円				

次頁につづく

【給湯設備｜電気ヒートポンプ式給湯機（エコキュート）】

専有部

	1台あたり
種別を問わず一律	３００,０００円

【給湯設備｜ガス潜熱回収型給湯機（エコジョーズ）】

専有部

	能力	総額
給湯専用、温水暖房兼用を問わず一律	２０号以下	１４０,０００円
	２４号	１６０,０００円

【給湯設備｜ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）】

専有部

	1台あたり
種別を問わず一律	４００,０００ 円

【給湯設備｜燃料電池（エネファーム）】

専有部

	定格出力	1台あたり
ＰＥＦＣ（固体高分子形）	７００W以上	1,０００,０００ 円
ＳＯＦＣ（固体酸化物形）	７００W以上	1,２３０,０００ 円
	４００W以上	９９０,０００ 円

次頁につづく

【換気設備】

専有部

	種別	1台あたり
・ダクト工事費含む ・建築基準法上の２４時間換気に該当しないものは補助対象外	ダクト式第三種換気	８０,０００円
	ダクト式第一種換気	１２０,０００ 円
	ダクト式第一種換気（熱交換有り）	１６０,０００ 円

【照明設備｜ＬＥＤダウンライト】

専有部

	種別	1台あたり
・補助対象は人感センサー制御付きのＬＥＤダウンライトに限る ・センサー機器も補助対象とする	センサー付き照明設備 （又は単体のセンサー）	8,０００ 円

【エネルギー計測表示装置（ＨＥＭＳ）】

専有部

	種別	1台あたり
コントローラーとしてＥＣＨＯＮＥＴ Ｌｉｔｅ規格を取得している製品であること	電気のみ計測	１００,０００ 円
	電気・ガス共に計測	１１５,０００ 円

（D）設備費・工事費（共用部）

【空調設備｜パッケージエアコン・ビル用マルチエアコン】

共用部

	種別	1台あたり
以下の手順で組み合わせごとに算出 ①　「共用部空調設備費用算出シート」にて導入タイプごとに室外機と室内機の組合せが同じものを定める ②　室外機の定格冷房能力、室内機の台数を入力する ③　室内機がダクトによる吹き出し方式の場合にはその数を入力する ※個別エアコンは専有部で表記された定額単価と同額とする	室外機	１００,０００ 円 ＋ 定格冷房能力(ｋＷ)×２５,０００円
	室内機１台あたり	１８０,０００ 円
	ダクト加算室内機１台あたり	１００,０００ 円

【換気設備】

共用部

	種別	1台あたり
種別ごとの定額とする	天井換気扇	６０,０００ 円
	天井換気扇（熱交換有り）	９０,０００ 円
	キャビネットファン	６０,０００ 円
	ダクト式第一種換気（熱交換有り）	２１０,０００ 円
	屋上設置シロッコファン	２４０,０００ 円

次頁につづく

【照明設備｜ＬＥＤ照明】

共用部

	種別		１台あたり
・補助対象は昼光センサー、人感センサー制御付きのＬＥＤ照明に限る ※タイマー制御のみの照明は補助対象外 ・器具形状に係わらず設置場所により定額 ※非常灯、誘導灯は補助対象外	屋内仕様	センサー付き照明設備（又は単体のセンサー）	８,０００円
	屋外防滴仕様（階段・廊下設置）		１０,０００ 円

【マンションエネルギー管理システム（ＭＥＭＳ）】

共用部

	１セットあたり
算出方法	以下①～②のうち、いずれか低い額 ①　ＭＥＭＳの見積価格 ②　補助対象経費の上限　９０万円／セット

【蓄電システム】

共用部

	蓄電容量１ｋＷｈあたり
算出方法	以下①～②のうち、いずれか低い額 ①　蓄電システムの見積価格 ②　補助対象経費の上限　蓄電容量１ｋＷｈあたり１６０,０００円／台

２－１６．補助対象となる追加設備の導入

補助対象建築物に以下に記載する設備等を導入する場合は、以下の補助金額を加算する。

①　蓄電システム

以下ⅰ、ⅱ、ⅲのうち、いずれか低い補助金額を加算する。

専有部

	補助金額	備考
ⅰ	初期実効容量１ｋＷｈあたり２万円	・ＪＥＭ規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用し、補助額を算出する。 ・補助額計算上は初期実効容量の小数点第二位以下は切り捨てとし、算出された補助金額に１,０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てとする。
ⅱ	蓄電システムの補助対象経費の１／３	工事費は、補助対象外
ⅲ	補助金額の上限　２０万円／戸	住戸ごとに算出

＜優遇措置＞

水害等災害時の電源確保に配慮した蓄電システム（４ｋＷｈ以上に限る）を導入する住戸に以下を加算する。

専有部

補助金額	備考
上記ⅰ、ⅱ、ⅲのうち、いずれか低い補助金額に４万円／戸	この場合の蓄電システムの補助金額の上限は２４万円／戸とする。

次頁につづく

②　ＥＶ充電設備

③　Ｖ２Ｈ充放電設備

以下ⅰ、ⅱ、ⅲのうち、いずれか低い補助金額を加算する。

ＥＶ充電設備　共用部　　Ｖ２Ｈ充放電設備　専有部　共用部

<table>
<tr><th></th><th colspan="3">補助金額</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>ⅰ</td><td colspan="3">補助対象経費（設備費・工事費）の１／３</td><td>• 補助対象経費は、見積明細により算出する。
• 算出された補助金の額に１，０００円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ⅱ</td><td rowspan="2">設備費</td><td colspan="2" rowspan="2">「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた
充電・充てんインフラ等導入促進補助金」において
登録・公表されている補助金交付上限額をもとに算出した額</td><td>• 補助率１／２で登録されている設備
補助金算出式：補助金交付上限額を２倍した額の１／３</td></tr>
<tr><td>• 補助率１／３で登録されている設備
補助金交付上限額と同額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工事費</td><td>ＥＶ充電設備</td><td>６万円／台</td><td rowspan="2">• ＳＩＩが指定する補助対象となる製品一覧はＺＥＨ Ｗｅｂのよくあるご質問から確認すること。
• 算出された補助金の額に１，０００円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てとする。</td></tr>
<tr><td>Ｖ２Ｈ充放電設備</td><td>８万円／台</td></tr>
<tr><td>ⅲ</td><td colspan="3">補助金額の上限：８０万円／台</td><td>－</td></tr>
</table>

次頁につづく

④ 直交集成板（以下、「ＣＬＴ」という。）

以下ⅰ、ⅱのうち、いずれか低い補助金額を加算する。

共用部

	補助金額	備考
ⅰ	１㎥あたり１０万円	地域区分・建物規模によらず全国一律
ⅱ	ＣＬＴの補助金額の上限：1,５００万円／棟	ー

⑤ 地中熱ヒートポンプ・システム

専有部

	補助金額	備考
ⅰ	定額９０万円／戸	クローズドループ・オープンループによらず一律

⑥ ＰＶＴシステム（太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの）

専有部

	液 体 式		空 気 式
パネル面積	５㎡以上８㎡未満	８㎡以上	２２㎡以上
補助金額	６５万円	８０万円	９０万円

⑦ 液体集熱式太陽熱利用システム

専有部

パネル面積	４㎡以上６㎡未満	６㎡以上
補助金額	１２万円	１５万円

３．事業要件

３－１．　交付要件
３－２．　補助対象及び設備等の要件
３－３．　ハイグレード仕様
３－４．　追加設備等（戸あたり定額に加算される補助対象設備）
３－５．　ＺＥＨデベロッパー
３－６．　広告媒体への省エネ性能ラベル掲載について
３－７．　「エネルギー使用状況」の計測・報告について
３－８．　「定期報告（アンケート）」について
３－９．　補助事業に係るデータの取り扱い
３－１０．「集合住宅におけるＺＥＨの設計ガイドライン作成」のための情報開示
３－１１．個人情報の取得と利用について（申請者）
３－１２．個人情報の取得と利用について（事業継承者）
３－１３．個人情報の取得と利用について（賃貸借契約居住者）

３－１．交付要件

- 以下の要件を全て満たすこと。

① 住棟を構成する複数の住戸のうち、１つ以上の住戸が分譲又は賃貸に供されること。また、原則、広く一般の消費者を対象とした集合住宅であること。

② ＳＩＩの登録を受けたＺＥＨデベロッパーによる事業（又は係る事業）であることを必須とする。なお、令和６年度以前にＳＩＩの登録を受けたＺＥＨデベロッパーは、「令和６年度ＺＥＨデベロッパー実績報告書」をＺＥＨデベロッパー実績報告期間内に提出していることが要件となる。

③ 補助対象建築物の住宅用途部分に関する住棟の評価として、ＺＥＨ－M Oriented以上のＢＥＬＳを、ＳＩＩが定める期日までに必ず提出すること。（エネルギー計算は建築物エネルギー消費性能基準※ による計算とする）
※建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年度経済産業省・国土交通省令第１号）のこと。

④ 分譲、賃貸を問わず、補助対象物件の入居者募集広告等においては、評価機関が発行した省エネ性能ラベルを明示し、一般消費者に対して入居者を募集すること。（Ｐ５１参照）

⑤ 補助対象建築物の住宅用途にかかる部分（全住戸及び住宅用途にかかる共用部）全てのエネルギー使用状況（エネルギー購入量・創エネルギー量・エネルギー消費量等）を計測・記録・一括報告できる体制を有し、ＳＩＩが定める期日までに必ず提出すること。

⑥ 分譲集合住宅においては、補助事業完了ののち「過半の住戸が入居を終えた後の４月１日又は１０月１日のうち早い日から２年間、エネルギー使用状況の計測・記録・一括報告及び定期報告（アンケート）をＳＩＩに提出しなければならない旨」を、住宅専有部の不動産売買契約に付随する重要事項説明書類に明示すること。
住宅にかかる共用部については、「引渡しから２年間、共用部のエネルギー使用状況報告をＳＩＩに提出しなければならない旨」を管理組合等に所有権を譲渡する際に締結する不動産売買契約に付随する重要事項説明書類に明示すること。（Ｐ５２～Ｐ５３参照）
賃貸集合住宅においては、補助対象建築物の工事引渡し受領後、補助対象建築物の住宅用途にかかる部分全てのエネルギー使用状況の計測・記録・一括報告及び定期報告（アンケート）を２年間、補助事業者がＳＩＩに報告すること。（Ｐ５２～Ｐ５３参照）
また、「本事業のエネルギー使用状況の報告対象物件である旨」を賃貸借契約に付随する重要事項説明書類に明示し、入居者の同意を得ること。

次頁につづく

⑦　８地域においては主に夏期の冷房負荷軽減のため、以下要件A）～C）のいずれか１つ以上を採用し、その技術の概要及び、定性・定量的効果を説明する資料を提出すること。
なお、以下要件Ａ）～Ｃ）のうち複数の手法を導入した場合、組合せによっては個々の効果が軽減される可能性もあるので注意すること。
D）又はＥ）を採用する場合も以下の要件Ａ）～Ｃ）のいずれかを導入した上で行うこと。

A）通風経路の確保
建設地の風の特性や開口部の形状・配置、屋内の通風建具の採用等により通風経路を確保し、室内の熱を逃がす設計手法。

B）効果的な日射遮蔽
屋内への日射を遮る深い庇、外付けルーバー、通気層の設置等により効果的な日射遮蔽を図る設計手法。

C）屋根の遮熱
瓦屋根や屋根通気ブロックの設置等、屋根の遮熱効果を高める設計手法。

D）緑化による日射遮蔽
屋上や壁面の緑化により日射遮蔽とともに遮蔽作用の効果を得られる設計手法。

E）その他、８地域の気候風土に適応する設計手法。

⑧　建築物木材利用促進協定※に基づき木材を用いる事業への優遇。
補助事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用い、かつ以下のA）～D）要件を全て満たした高層ＺＥＨ－Ｍについては、優先採択枠を設ける。なお、この場合は協定締結が確認できる資料を提出すること。
※建築物木材利用促進協定（林野庁）rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuri_kyoutei/index.html

A）補助事業者自身が協定を締結していること。

B）交付申請時までに協定が締結されていること。

C）補助対象建築物が協定対象区域内の所在であること。

D）協定の構想に沿った内容・条件の木材を補助対象建築物に使用すること。

次頁につづく

⑨ 集合住宅におけるＺＥＨの設計ガイドライン作成並びにＺＥＨ－Ｍの普及拡大のため、補助対象建築物となるＺＥＨ－Ｍに資する設計情報を開示することについて承諾していること。

⑩ 申請者は、補助事業の遂行能力（社会的信用、資力、執行体制等が整い、事業の継続性が担保されていること）を有すること。

⑪ 環境省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者の申請による事業であること。
また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合（契約金額１００万円未満のものを除く）にあたっては、環境省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている申請者を相手方とすることはできないので注意すること。
(https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/post_26.html)
その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない申請者からの申請は対象外とする。

3.　事業要件

（1）分譲・賃貸における留意事項

住棟種別	留 意 事 項
分譲	• デベロッパー等の事業主体が補助金の交付を受ける場合、管理組合が組織された後、共用部については速やかに補助事業を管理組合に承継する手続きを行うとともに、専有部については別途承継の手続きをＳＩＩに対して行うこと。 • その際、住宅用途にかかる共用部に付随する補助対象設備は、原則共用設備として管理組合に譲渡し、エネルギー消費の実績報告や取得財産等の適正管理等、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類（契約書等）の提示ができること。 • 区分所有建物の場合、申請時に区分所有者及び議決権の各５分の４以上の賛成（建替え決議の成立）により、「建物の区分所有等に関する法律」に規定される管理者若しくは管理組合法人が代表して申請できるものとする。ただし、規約と事業に関する集会の決議を提出すること。
賃貸	• 建物と設備の所有者とする。所有者が複数の場合は原則、全員の共同申請とするが、代表者を定めること。
共通	• 最終年度の確定検査時に登記を確認する。 • 複数の申請者にて共同申請を行う場合は、各申請者間の連携を図り補助事業が円滑に推進できること。 • 建築物が証券化されている場合は、受託者、受益者双方の共同申請とすること。 （事業スキームの事前確認が必要になるので、申請前にＳＩＩへ相談すること。）

（2）リース事業者との共同申請について

①　リース事業者との共同申請が可能な設備

補助対象設備のうち蓄電システム、ＥＶ充電設備、Ｖ２Ｈ充放電設備、ＰＶＴシステム、液体集熱式太陽熱利用システムについては、リース契約を認める。ただし、リース契約内容等により対象とならない場合があるので、ＳＩＩに事前に相談すること。

②　申請方法について

補助対象建築物の建築主とリース事業者による共同申請とすること。

【注意事項】

- リース料（元金）は、補助金相当分が減額されていること。
- リース期間は、原則法定耐用年数以上とすること。

３－２．補助対象及び設備等の要件

以下の（注１）～（注３）及び、表１の要件を満たす建材・設備等を導入すること。

（注１）補助対象設備等は新品を導入すること。

（注２）補助対象設備を複数台導入する場合は、全ての設備において要件・仕様を満たすこと。

（注３）住宅の元請会社以外に補助事業者が分離発注する場合は、交付決定後に購入したものに限る。

表１

凡例：　専有部・共用部共通の補助対象　専有部の補助対象　共用部の補助対象

区分	共用／専有	補助対象及び設備等の種類		必須要件	補助対象	要件となる基準・仕様及び補助対象範囲
設計費	省エネ性能の表示に係る費用			●	該	取得する住棟ＢＥＬＳ※1は、ＺＥＨ－M Oriented以上であること。
設備費	専有部	高性能断熱材	断熱材	●	該	断熱材λ値0.041以下
		高性能窓	開口部	●	該	開口部材の熱貫流率（Ｕｗ）３.４９以下
		高効率空調設備※2	高効率個別エアコン	●	該	・主たる居室に設置する高効率個別エアコンの補助対象は区分（い）に限る。 ・その他の居室に区分（い）を設置する場合も補助対象とする。
			ハウジングエアコン マルチエアコン			・主たる居室に設置するものは、Ｗｅｂプログラムおいて「その他の暖房（冷房）設備機器」を選択するエアコンも補助対象とするが、補助対象経費は冷房時の定格能力が区分（い）と同等か区分（い）未満かにより定額単価が異なる。 ・その他居室に区分（い）同等を設置する場合は補助対象とする。
			エアコン付き温水床暖房			性能値によらず補助対象とするが、冷房時の定格冷房能力が区分（い）と同等か区分（い）未満 かにより定額単価が異なる。

※１　交付決定日以降に取得したものであること。（住戸のＢＥＬＳ取得は任意）
※２　主たる居室には、いずれかの設備を導入必須とする。ただし非居室に設置するものは対象外とする。
　　なお１・２地域の「冷房」、８地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。

次頁につづく

3.　事業要件

表１

凡例：　専有部・共用部共通の補助対象　　専有部の補助対象　　共用部の補助対象

<table>
<tr><th>区分</th><th>共用／専有</th><th colspan="2">補助対象及び設備等の種類</th><th>必須要件</th><th>補助対象</th><th colspan="5">要件となる基準・仕様及び補助対象範囲</th></tr>
<tr><td rowspan="9">設備費</td><td rowspan="9">専有部</td><td rowspan="3">高効率空調設備※2</td><td>温水パネルラジエーター</td><td rowspan="3">●</td><td rowspan="3">該</td><td colspan="5">以下で示すいずれかを満たすこと。
①　熱源設備がガス温水式であって潜熱回収型（暖房部熱効率が８７％以上）のもの
②　熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時ＣＯＰ３.３以上のもの
③　「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの</td></tr>
<tr><td>温水床暖房</td></tr>
<tr><td>ヒートポンプ式
セントラル
空調システム</td><td>地域区分</td><td>１～３</td><td>４</td><td>５～７</td><td>８</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>暖房ＣＯＰ</td><td>３.０以上</td><td>３.３以上</td><td>３.７以上</td><td>基準値なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>冷房ＣＯＰ</td><td>基準値なし</td><td colspan="3">３.３以上</td></tr>
<tr><td rowspan="4">高効率給湯設備※3</td><td>電気ヒートポンプ給湯機
（エコキュート等）</td><td rowspan="4">●</td><td rowspan="4">該</td><td colspan="5">・貯湯缶が一缶のものに係るＪＩＳ基準（ＪＩＳ Ｃ ９２２０)給湯機に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率が３．３以上であること。貯湯缶が多缶の場合は３.０以上であること。
・上記に関わらず寒冷地（１・２・３地域）の場合は寒冷地年間給湯保温効率・年間給湯効率が２.７以上であること。</td></tr>
<tr><td>ガス潜熱回収型給湯機
（エコジョーズ等）</td><td colspan="5">エネルギー消費効率が９４％以上（暖房機能を導入する場合の暖房給湯兼用機にあっては９３％以上）であること。</td></tr>
<tr><td>電気ヒートポンプ・
ガス瞬間式併用型給湯機
（ハイブリッド給湯機）</td><td colspan="5">熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、
年間給湯効率（ＪＧＫＡＳ Ａ７０５-２０１６）が１０２％以上であること。</td></tr>
<tr><td>燃料電池
（エネファーム等）</td><td colspan="5">エネルギー消費性能計算プログラムにおいて入力可能な機種であること。</td></tr>
</table>

※２　主たる居室には、いずれかの設備を導入必須とする。ただし非居室に設置するものは対象外とする。
　　なお１・２地域の「冷房」、８地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。
※３　いずれかの設備を導入必須とする。

次頁につづく

表１

凡例：　専有部・共用部共通の補助対象　専有部の補助対象　共用部の補助対象

<table>
<tr><th>区分</th><th>共用／専有</th><th>補助対象及び設備等の種類</th><th>必須要件</th><th>補助対象</th><th colspan="3">要件となる基準・仕様及び補助対象範囲</th></tr>
<tr><td rowspan="5">設備費</td><td rowspan="5">専有部</td><td rowspan="3">高効率換気設備（２４時間換気に係るもの）</td><td rowspan="5">－</td><td rowspan="5">該</td><td colspan="2">換気方式</td><td>要件</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダクト式熱交換型換気設備</td><td>・温度（顕熱）交換効率６５％以上</td></tr>
<tr><td>熱交換型以外の換気設備</td><td>ダクト式換気</td><td>・比消費電力が０.４W/(㎥/h)以下</td></tr>
<tr><td>高効率照明設備</td><td colspan="3">・人感センサー制御付きのＬＥＤダウンライト
・センサー単体も補助対象とする</td></tr>
<tr><td>ＨＥＭＳ</td><td colspan="3">・一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「ＥＣＨＯＮＥＴ Ｌｉｔｅ」規格の認証登録番号を取得しているコントローラーであること。
・１台で住戸の全エネルギーを計測できること。
・計測されたデータの表示ができること。</td></tr>
</table>

次頁につづく

表１

凡例：　専有部・共用部共通の補助対象　専有部の補助対象　共用部の補助対象

区分	共用／専有	補助対象及び設備等の種類	必須要件	補助対象	要件となる基準・仕様及び補助対象範囲
設備費	共用部	高効率空調設備	－	該	・高効率設備に限る。 ・エントランス、ロビー、廊下等の設置に限る。 ・管理人室等、共用部の付帯設備等は補助対象外 ・Ｗｅｂプログラムにおいて計算できる機器に限る。
		高効率換気設備			省エネ機器及び器具に限る。
		高効率照明設備			・昼光センサー又は人感センサーで制御付きのＬＥＤ照明 ・センサー単体も補助対象とする
		蓄電システム			・創蓄連携に限る ・蓄電システム、創蓄連携に必要な機器
		ＭＥＭＳ			計測機器、電力量センサ、計測タップ、計測機能付分電盤等
工事費	専有部 共用部	工事費			補助対象設備の導入に不可欠な据付設置工事費用

＜８地域における交付要件に示す以下の要素を、専有部に効果が認められる手法で導入する際の補助対象となりえる設備等＞

- 通風経路の確保に資するもの
- 効果的な日射遮蔽に資するもの
- 屋根の遮熱に資するもの

３－３．ハイグレード仕様

以下の①、②を満たすものをハイグレード仕様の要件とする。
※補助金額については「Ｐ１５　２－１３．補助率及び補助額の上限」を参照。

①　住棟を構成する全住戸の外皮性能が断熱等性能等級６相当以上

各地域区分において、住棟を構成する全住戸が以下の外皮平均熱貫流率（U_A値）及び冷房期の平均日射熱取得率（ηＡＣ値）を満たしていること。

表２

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率（U_A値）	０.２８以下			０.３４以下	０.４６以下			－
冷房期の平均日射熱取得率（ηAC値）	－				３.０以下	２.８以下	２.７以下	５.１以下

②　住棟の再生可能エネルギー等を除く一次エネルギー消費量削減率が３０％以上

● **補助対象とならない主な部分**

- 実施設計
- 交付決定後に行うエネルギー計算に係る費用
- 現場調査費、各種届出経費等
- 仮設費等
- 施工図作成費
- 建築工事のうち基礎工事、躯体工事
- 外部仕上げ工事
- 遮熱シート、遮熱塗料、断熱塗料
- 開口部材のうちシャッター、面格子窓手摺、玄関ドア、勝手口等
- 内装、家具類（カーテン、ブラインド等を含む）
- 防災設備、防犯設備、昇降機設備
- 給排水衛生機器・工事、ガス配管工事
- 屋外設置の照明、非常時のみ点灯する非常灯等
- 資産計上できない設備等
- 要件に記載のない家電に類するもの（移動式の設備機器も補助対象外とする）
- 消耗品等
- 一般管理費、現場管理費、場内搬送費、法定福利費、諸経費
- 再生可能エネルギーによる発電設備（太陽光発電・風力発電等、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置（平成２３年法律第１０８号）に基づく再生可能エネルギー発電設備）
- 運用に係る経費（電力、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等）
- 住宅外用途に係る経費
- その他、本事業の実施に必要不可欠と認められない経費等

３－４．追加設備等（戸あたり定額に加算される補助対象設備）

補助対象として以下の表３の設備等を導入する場合は、（注１）～（注４）及び、Ｐ４１～Ｐ４９に記載した要件を満たす建材・設備等を導入すること。

（注１）補助対象設備等は新品を導入すること。
（注２）補助対象設備を複数台導入する場合は、全ての設備において要件・仕様を満たすこと。
（注３）住宅の元請会社以外に補助事業者が分離発注する場合は、交付決定後に購入したものに限る。
（注４）表３①②③の設備については、再生可能エネルギーの活用を図る場合に限る。

表３

No.	共用/専有	追加設備等の種類	要件
①	専有部	蓄電システム	Ｐ４１
②	共用部	ＥＶ充電設備	Ｐ４３
③	専有部 共有部	Ｖ２Ｈ充放電設備	Ｐ４４
④	共用部	ＣＬＴ	Ｐ４５
⑤	専有部	地中熱ヒートポンプ・システム	Ｐ４６
⑥	専有部	ＰＶＴシステム（太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの）	Ｐ４８
⑦	専有部	液体集熱式太陽熱利用システム	Ｐ４９

3.　事業要件

①　蓄電システム

補助対象となる蓄電システムは、以下の要件を全て満たすこと。

a. 本事業の補助対象建築物の専有部に導入される設備であること。

b. 本年度、ＳＩＩに製品登録された蓄電システム※1であること。
なお、「令和６年度 ＺＥＨ支援事業」に製品登録された蓄電システムも補助対象とする。

c. 蓄電システムの導入価格（設備費＋工事費・据付費）が、蓄電容量１ｋＷｈあたり１２．５万円以下であること。※2

d. 太陽光発電の送電が配分されている住戸に限る。

e. 蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすものであること。

＜導入目的＞

再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器であること。

＜接続及び運用の要件＞

再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの。

（非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外）

※１ 本事業の補助対象機器（蓄電システム）一覧は、ＺＥＨ　Ｗｅｂで随時公表する。
URL：https://zehweb.jp/registration/battery/

※２ 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム（以下、「ハイブリッド」という。）の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。
ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力（系統側）１ｋＷあたり２万円を控除することができる。（定格出力の小数点第二位以下は切り捨てる）

＜水害等災害時の電源確保に配慮し、蓄電システムを導入する住戸への優遇＞

冠水・浸水等の水害リスク（以下、「水害リスク」という。）の恐れがある位置に電気設備や機械設備を設置すると、災害時に電力確保ができない恐れがある。

ＳＩＩは添付された資料を基に、蓄電システムの据付設置場所について、「水害等の災害時における電力確保に一定の配慮がなされた計画」とみなすことができるものであるか審査する。

- 屋外（屋側を含む）に設置する蓄電システムの水害リスク回避のための架台（転倒防止策がとられたものに限る）の措置に、地上２階以上の階層の住戸用蓄電システムの水害リスク回避が含まれる場合は、地上２階以上の階層の住戸用蓄電システムも本優遇措置の対象とする。
- 水害リスクのない階層に導入する蓄電システムは本優遇の対象外とする。
- 地方公共団体等が公表する水害ハザードマップや過去の水害事例の記録等（客観的にその必要性を示すことができるものに限る）補足資料を交付申請書時に提出すること。

＜水害等の災害時における電力確保に一定の配慮がなされた蓄電システム導入計画の例＞

- 水害リスクのある階層の住戸用蓄電システムを、水害リスクの低い上層階や屋上等に設置する計画
- 架台を設置し、蓄電システムのかさ上げを図る計画

②　ＥＶ充電設備

補助対象となるＥＶ充電設備は、以下の要件を全て満たすこと。

＜設備＞

a.　本事業の補助対象建築物の共用部に導入される設備であること。

b.　再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）に充電することが可能であること。

c.　経済産業省所管の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」において登録・公表されているＳＩＩが指定した最新年度の製品一覧を補助対象とする。
※　詳細はＺＥＨ　Ｗｅｂのよくあるご質問から確認すること。

d.　補助対象となるＥＶ充電設備は、１か所あたり１．５ｋW以上の太陽光発電が配分されているものに限る。

e.　据付け設置できる機器であること。

＜工事＞

本体の据付け工事費用。

③ Ｖ２Ｈ充放電設備

補助対象となるＶ２Ｈ充放電設備は、以下の要件を全て満たすこと。

＜設備＞

a. 本事業の補助対象建築物の専有部又は共用部に導入される設備であること。

b. 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）に充電し、かつ、補助対象集合住宅に供給することが可能であること。

c. 経済産業省所管の以下の事業に製品登録されている設備設備であること。
経済産業省所管の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」において登録・公表されているＳＩＩが指定した最新年度の製品一覧を補助対象とする。
※　詳細はＺＥＨ　Ｗｅｂのよくあるご質問から確認すること。

d. 補助対象となるＶ２Ｈ充放電設備は、１か所あたり１．５ｋW以上の太陽光発電が配分されているものに限る。

e. 据付け設置できる機器であること。

f. ＥＣＨＯＮＥＴ Ｌｉｔｅ規格の認証登録番号を取得しているもの。
※　エコーネットコンソーシアムのＷｅｂページ（https://echonet.jp/product/echonet-lite/）の最新情報を参照。

＜工事＞

本体の据付け工事費用。

④ ＣＬＴ

補助対象となるＣＬＴは、以下の要件を全て満たすこと。

＜設備＞

本事業の補助対象建築物の共用部に導入される設備であること。

＜規格＞

国内製品においては、ＪＡＳ認定工場で製造されたＪＡＳ製品であること。

＜補助対象住宅への導入箇所＞

構造耐力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること。

＜補助対象住宅における使用量＞

ＣＬＴ総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該ＣＬＴの使用量が０.１㎥／㎡以上であること。
なお、ＣＬＴの導入に際しては、仕上材の一部又は化粧材や柱等への使用の場合は、補助対象とならない。

＜施工方法＞

工法は問わない。
ただし、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（国土交通省告示第１５４０号、平成２９年９月２６日公布・施行）」に準拠すること。

⑤ 地中熱ヒートポンプ・システム

補助対象となる地中熱ヒートポンプ・システムは、以下の要件を全て満たすこと。

a. 本事業の補助対象建築物の専有部に導入される設備であること。
b. 表４に記載する補助対象となる設備項目ごとの機器要件を全て満たしていること。
c. 地中熱ヒートポンプ熱源機の補助要件を満たしていることを定量的に示せること。
d. 原則、日本国内で市場流通されている製品であること。
e. 中間報告時にボーリング着工写真を提出できること。

表４

<table>
<tr><th>区分</th><th>対象範囲</th><th colspan="3">補助要件</th></tr>
<tr><td rowspan="4">工法</td><td>クローズドループ
垂直埋設型</td><td rowspan="3">採熱深度が
３０ｍ以浅
であること。</td><td colspan="2">・「クローズドループ垂直埋設型の採熱工法一覧」（Ｐ４７図１参照）のいずれかの工法であること。
・地中熱交換器の総長が３０ｍ以上であること。　（Ｕチューブの場合は行き帰りを一体で測定）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">クローズドループ
水平埋設型</td><td rowspan="2">「クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧」（Ｐ４７図２参照）のいずれかの工法であること。</td><td>「クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧」（Ｐ４７図２参照）で示す「らせん状」、「蛇行」、「コイル状」の採熱工法を採用する場合、地中熱交換器に用いるパイプの総長は１５０ｍ以上であること。</td></tr>
<tr><td>「クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧」（Ｐ４７図２参照）で示す「シート型」の採熱工法を採用する場合、施設面積は３０㎡以上であること。</td></tr>
<tr><td>オープンループ放流型</td><td rowspan="3">揚水深度が
５０ｍ以浅
であること。</td><td rowspan="3">「オープンループの採熱工法一覧」（Ｐ４７図３参照）のいずれかの工法であること。</td><td>―</td></tr>
<tr><td>オープンループ還元井型</td><td>還元深度が５０ｍ以浅であること。</td></tr>
<tr><td>オープンループ浸透枡型</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設備
機器</td><td>地中熱ヒートポンプ熱源機</td><td colspan="3">暖房時ＣＯＰ３.７以上であること。</td></tr>
<tr><td>附随設備</td><td colspan="3">システムを構成するタンク及びポンプ類、熱交換器、井水槽 等。
（オープンループの採熱工法一覧（Ｐ４７図３参照）により必要な場合）</td></tr>
<tr><td>放熱機器等</td><td colspan="3">システムを構成する床暖房、パネルラジエーター、ファンコイルユニット等。</td></tr>
<tr><td>工事費</td><td>工事費</td><td colspan="3">システムに係る機器全ての設置費用及び、配管、断熱等の工事費用。</td></tr>
</table>

（図１）クローズドループ垂直埋設型の採熱工法一覧

工法	ボアホール工法			杭工法			
名称	シングルUチューブ	ダブルUチューブ	スパイラルチューブ	杭シングルUチューブ	杭ダブルUチューブ	二重管	既成コンクリートH杭
水平断面（例）	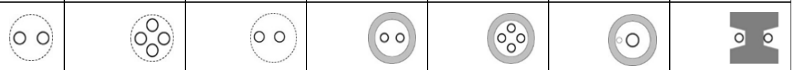						
垂直断面図（例）	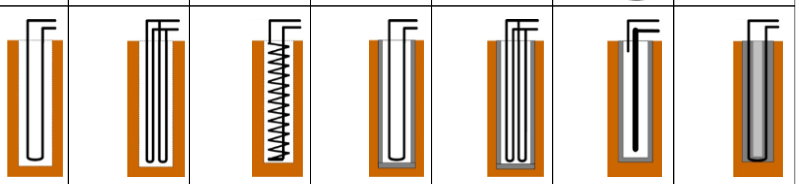						
口径(mm)	・100以上	・110以上	・500以上	・100以上	・100以上	・60以上	・200×200以上
杭材種(例)	–	–	–	・既成コンクリート杭 ・鋼管	・既成コンクリート杭 ・鋼管	・既成コンクリート杭 ・鋼管 ・ステンレス管	・H型既成コンクリート杭
熱交換器(例)	・高密度ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管 ・架橋ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管 ・ステンレス管 ・鋼管	・高密度ポリエチレン管 ・ステンレス管 ・鋼管	・杭本体 （高密度ポリエチレン管、鋼管、ステンレス管）	・高密度ポリエチレン管
充填材(例)	・珪砂 ・豆砂利 ・コンクリート ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・コンクリート ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・不凍液 ・水	・珪砂 ・豆砂利 ・不凍液 ・水	・不凍液 ・水	・セメントミルク
熱媒(例)	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液 ・冷媒	・水 ・不凍液 ・冷媒	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液
備考		・複数(ダブル以上)のUチューブを挿入したものを含む。			・複数(ダブル以上)のUチューブを挿入したものを含む。		

出典：特定非営利法人 地中熱利用促進協会作成の「垂直埋設型の採熱工法の一覧」より抜粋

（図２）クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧

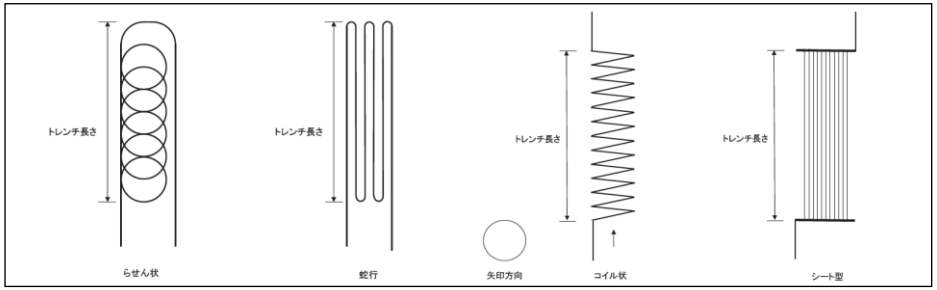

出典：国土交通省国土技術政策総合研究所 国立研究開発法人建築研究所「平成２８年度省エネルギー基準（非住宅建築物）　地中熱ヒートポンプ・システムの熱源水温度計算方法」Ｐ４「図３　クローズドループ水平埋設型の４方式」より抜粋

（図３）オープンループの採熱工法一覧

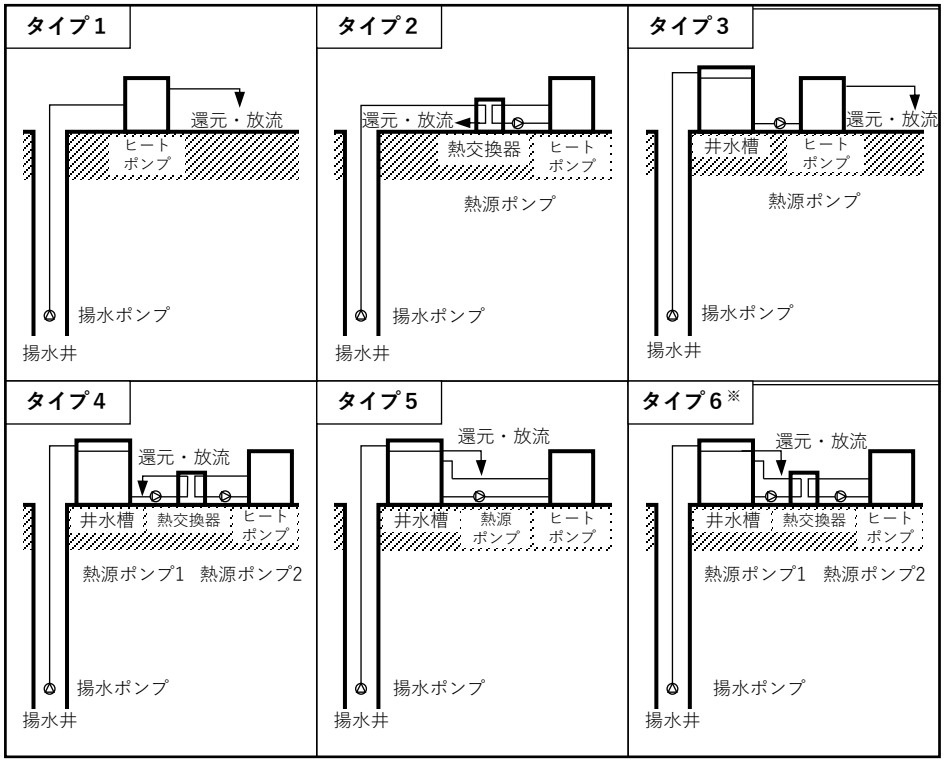

出典：特定非営利法人 地中熱利用促進協会作成の「オープンループ採熱工法の一覧」より抜粋

※ タンク式の熱交換器を用いる方法。井水槽内に熱交換器が置かれ、熱源ポンプ１及びそれに付随する配管はない。

⑥ ＰＶＴシステム（太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの）

補助対象となるＰＶＴシステム（太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの）は、以下の要件を全て満たすこと。

a. 本事業の補助対象建築物の専有部に導入される設備であること。

b. 表５に示す補助対象となる設備項目ごとの要件を全て満たすこと。（ＰＶＴシステムに当該設備が含まれない項目は、この限りでない）

c. 原則、日本国内で市場流通されている製品であること。

表５

区分	補助対象となる設備項目		要件
空気集熱式	太陽光発電機能付き集熱器（ＰＶＴ）※1		・日集熱効率１０％以上であること。※2 ・設置するＰＶＴパネル面積が２２㎡以上あること。
	付帯設備・部材費※3	エアーハンドリングユニット（集熱用送風機、ダンパー、熱交換器等）	集熱空気を搬送し、集熱空気を活用するための風路切り替えダンパーを備えたもの。
		集熱空気用ダクト・配管	—
		蓄熱槽（貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等）	ＪＩＳＡ４１１３に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
		システムを構成する室内側の放熱器	—
		システムと一体の補助熱源設備	—
		その他ＰＶＴシステムに必要な付属部材	—
	工事費		補助対象となるＰＶＴ、付帯設備、部材の設置に係る工事費用。
液体集熱式	太陽光発電機能付き集熱器（ＰＶＴ）※1		・日集熱効率１０％以上であること。※2 ・設置するＰＶＴパネル面積が５㎡以上あること。
	付帯設備・部材費※3	熱媒配管（配管、継手、バルブ等）	—
		蓄熱槽（貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等）	ＪＩＳＡ４１１３に規定する太陽蓄熱漕と同等以上の性能を有することが確認できること。
		システムを構成する室内側の放熱器	—
		システムと一体の補助熱源設備	—
		その他ＰＶＴシステムに必要な付属部材	—
	工事費		補助対象となるＰＶＴ、付帯設備、部材の設置に係る工事費用。

※１ ＰＶＴパネルの集熱に係る部分のみを補助対象とする。（発電部分、ＰＶＴ以外の集熱器は補助対象外）
※２ ＪＩＳＡ４１１２に準拠した試験方法であること。
※３ 補助対象となるＰＶＴシステムの集熱システムに付帯するものに限る。

⑦ 液体集熱式太陽熱利用システム

補助対象となる液体集熱式太陽熱利用システムは、以下の要件を全て満たすこと。

a. 本事業の補助対象建築物の専有部に導入される設備であること。
b. 表６に示す補助対象となる設備項目ごとの要件を全て満たすこと。
c. 循環方式は、強制循環に限る。
d. 原則、日本国内で市場流通されている製品であること。
e. 複数台導入する場合は全ての設備において要件を満たすこと。

表６

補助対象となる設備項目		要件
高効率集熱器		・屋根面等に太陽光発電パネルと併設された太陽熱集熱器であること。 ・設置する集熱器の面積が４㎡以上あること。 ・日集熱効率について下記要件を満たすこと。 平板形　６０％以上 真空ガラス管形　５０％以上
付帯設備・部材費（補助対象となる集熱システムに付帯するものに限る。）	蓄熱槽 （貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等）	ＪＩＳＡ４１１３に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
	集熱配管	―
	その他付属部材	―
	補助熱源給湯器	―
工事費		助対象となる集熱器、付帯設備、部材の設置に係る工事費用。

３－５．ＺＥＨデベロッパー

本事業への申請には、ＳＩＩの登録を受けた「ＺＥＨデベロッパー」による事業又は係る事業であること。
なお令和６年度以前にＳＩＩの登録を受けたＺＥＨデベロッパーは、「令和６年度ＺＥＨデベロッパー実績報告書」をＺＥＨデベロッパー実績報告期間内に提出していることが要件となる。

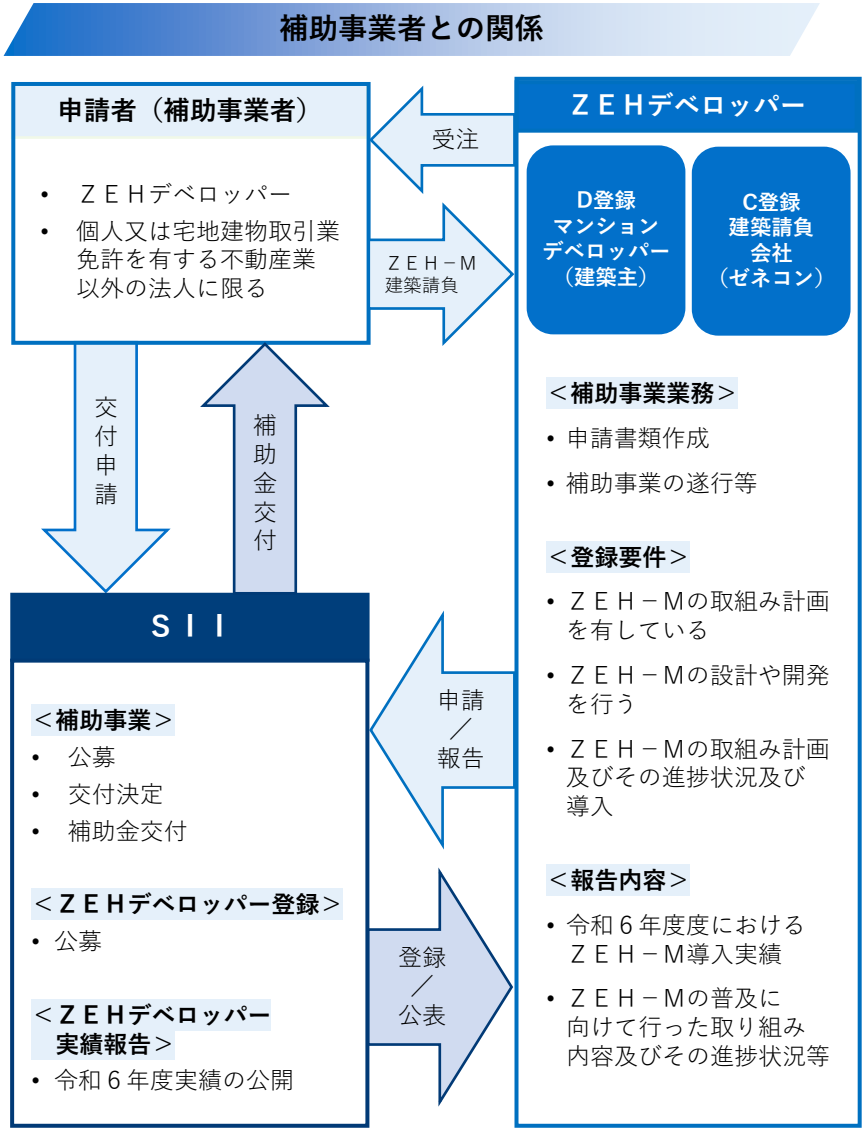

３－６．広告媒体への省エネ性能ラベルの掲載について

- 広告媒体へは評価機関が発行した住棟の省エネ性能ラベルを掲載すること。
- 上記に加え、住戸の省エネ性能ラベルを掲載しても良い。
- 掲載方法は以下を参照のこと。

掲載媒体例	◆　不動産情報媒体への掲載（Ｗｅｂサイト・住宅情報誌等） ◆　店舗掲示物やモデルルーム内及び工事現場の仮囲い等への掲示 ◆　その他評価すべき媒体への掲示（新聞折込、交通広告等）	
省エネ性能ラベル	住棟 （掲載必須）	
	住戸	

出典：一般社団法人　住宅性能評価・表示協会

（参考）　パンフレットのＢＥＬＳラベル使用例

３－７．「エネルギー使用状況」の計測・報告について

本事業における、エネルギー使用状況の計測・報告について、基本的な考え方を以下に示す。

（１）分譲集合住宅

◆ 開始日

過半の住戸が入居後、４月１日又は１０月１日のうち早い日

- 例：過半の住戸が入居したのが２０２６年５月１日の場合は、２０２６年１０月１日から２年間（２４ヶ月間）

◆ 計測期間

前記、開始日から２年間（２４ヶ月間）

① 提出データ

「専有部（各戸）と共用部の月次集計値」

ＳＩＩが公開する定型様式（Ｅｘｃｅｌ）に、各月のエネルギー流量を入力して、１年分（１２ヶ月分）をまとめて提出すること。

（２）賃貸集合住宅

◆ 開始日

補助対象建築物の工事引渡し後、４月１日又は１０月１日のうち早い日

- 例：補助対象建築物の工事引渡しが２０２６年１月１０日の場合は、２０２６年４月１日から２年間（２４ヶ月間）

◆ 計測期間

前記、開始日から２年間（２４ヶ月間）

◆ 提出データ

① 「専有部（各戸）と共用部の月次集計値」

ＳＩＩが公開する定型様式（Ｅｘｃｅｌ）に、各月のエネルギー流量を入力して、１年分（１２ヶ月分）をまとめて提出すること。

（３）留意事項

- 上記によらないケースについてはＳＩＩに相談すること。
- 計測・記録開始日に未入居の専有部については、その旨を記載し入居日以降、都度計測・記録を開始すること。
- 補助事業者の責任において、「エネルギー使用状況の計測・報告、定期報告（アンケート）の回答を行うこと」を重要事項説明書類に明記し、期間内に回答すること。（Ｐ３０　３－１．交付要件⑥参照）
- 報告がなかった場合には、補助金の交付決定の取消し又は返還を求める場合があるので注意すること。

３－８．「定期報告（アンケート）」について

本事業における、定期報告（アンケート）について、基本的な考え方を以下に示す。

（1）分譲集合住宅

◆ 開始日
新築入居後、４月１日又は１０月１日のうち早い日
- 例：新築入居が２０２６年５月１日の場合は、２０２６年１０月１日から２年間（２４ヶ月間）

◆ 対象期間
前記、開始日から２年間（２４ヶ月間）

◆ 実施方法
ＳＩＩは事業継承者（居住者）あてにＷＥＢアンケートの案内メールを半年ごとに計４回送付するので、事業継承者は、パソコン、タブレット、スマートフォン等を使い期日内に必ず回答すること。

（2）賃貸集合住宅

◆ 開始日
補助対象建築物の工事引渡し後、４月１日又は１０月１日のうち早い日
- 例：補助対象建築物の工事引渡しが２０２６年１月１０日の場合は、２０２６年４月１日から２年間（２４ヶ月間）

◆ 対象期間
前記、開始日から２年間（２４ヶ月間）

◆ 実施方法
ＳＩＩは完了実績報告提出書類である「エネルギー計測報告実施体制図」に基づき、補助事業者又は報告担当者宛てに、ＷＥＢアンケートの案内メールを半年ごとに（計４回）アンケートの回答方法を送付するので、回答方法を確認し実施すること。

（3）留意事項

報告がなかった場合には、補助金の交付決定の取消し又は返還を求める場合があるので注意すること。

３－９．補助事業に係るデータの取り扱い

本事業で得られた情報は、調査・分析の対象となり、その分析結果はＺＥＨ－Ｍの実現と普及を目的として広く公開することについて、あらかじめ了承すること。

【参考】「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業調査結果（２０２４年版）」

https://zehweb.jp/zehinfo/conference/

３－１０．「集合住宅におけるＺＥＨの設計ガイドライン作成」のための情報開示

本事業は、集合住宅におけるＺＥＨの設計ガイドライン策定業務に必要な情報提供が可能な事業に対し、補助を行うものである。
したがって、集合住宅におけるＺＥＨの設計ガイドライン作成のため、補助事業者から提出される以下のデータについて、使用及び公表を行うことがある。そのため正当な理由なく、これらの情報の提出がなかった場合には、交付決定の修正、取消し又は補助金の返還を求めることもあるので注意すること。
なお、集合住宅におけるＺＥＨの設計ガイドライン作成に際しては、個人情報等に配慮して、提供された情報を取り扱う予定である。

- 全景写真（又はパース図等）
- 設計一次エネルギー消費量の計算に用いた外皮・設備仕様入力シート＜Ｅｘｃｅｌシート＞及び、計算結果（外皮性能、一次エネルギー消費量・削減率・原単位）
- 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる建築物概要（地域区分、構造、階数、建築面積、延床面積等）
- 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる設備概要（採用省エネルギーシステム概念図、仕様等）

※別途、省エネルギー効果検証のための取材等の協力依頼が行われることがある。

３－１１．個人情報の取得と利用について（申請者）

以下に示す個人情報の取得及び提供に関する内容について同意の上、申請すること。

NO.	項目	内容
①	個人情報の取得について	ＳＩＩは本事業の実施のため、以下「②」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得する。これらの取得した情報を、「③」に記載する範囲・目的で提供することに、申請者は同意するものとする。ＳＩＩの個人情報保護方針は以下を確認すること。 https://zehweb.jp/privacy/
②	取得する情報	ＳＩＩは、本事業の実施期間に以下の情報を取得する。 （ア）氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、財務資料、口座情報等の補助事業者情報 （イ）建設所在地、地域区分、建築区分、工法種別、延床面積等の建築地情報 （ウ）ZEH-M種別、外皮平均熱貫流率、導入設備種別等の性能情報 （エ）一次エネルギー消費量（基準値、設計値、実績値）、発電量、売電量、買電量等のエネルギー使用情報 （オ）その他、本事業に必要な情報
③	利用目的	ＳＩＩは「②」で取得した情報を以下の目的で利用する。 （ア）本事業の審査、管理、連絡、事業進捗状況の把握等 （イ）公募以降の本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握、国等への報告等 （ウ）ＳＩＩの各種情報案内、アンケート・調査等の実施 （エ)その他、本事業の運営に必要な業務
④	第三者への提供について	取得した個人情報は、以下の場合及び「⑤」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行わない。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目等を明示し、補助事業者に同意いただいたものに限る。 （ア）法令により提供を求められた場合 （イ）人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、同意を得ることが困難である場合 （ウ）国の機関又は地方公共団体又はその委託先を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
⑤	本事業における提供先及び利用目的、提供情報について	本事業では、別表に示す提供先、利用目的で取得情報を提供する。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等への同意を求める。
⑥	匿名加工情報の提供について	本事業では、ＳＩＩから直接又はＺＥＨ　Ｗｅｂ等で外部の研究機関等に対して、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ること、及び住宅・建築物における脱炭素化を支援し、もって２０５０年までのカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の構築を推進することを目的として、「②」に記載する情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行った上で、提供する場合がある。提供時には、利用目的を確認し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得する。ＳＩＩの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下を確認すること。https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html
⑦	個人情報提供の任意性	個人情報の提出がされない場合、利用目的を遂行できないことがある。
⑧	外部委託	「③」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがある。委託会社に対しては、適切な取扱い及び保護を行う。
⑨	開示請求等について	ＳＩＩに保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応する。手続きは下記の相談窓口まで連絡すること。請求内容を確認の上、対応する。 ＜相談窓口＞ 一般社団法人　環境共創イニシアチブ　個人情報取扱管理担当　p-support@sii.or.jp

3.　事業要件

（別表）個人情報の本事業における提供先（Ｎｏ．⑧に示す外部委託先を除く）、利用目的、提供情報は以下のとおり。

		提供先	利用目的	提供情報	備考
1	ＳＩＩ	国	本事業の申請状況・効果分析、外皮性能・省エネ・省ＣＯ２効果等の分析、製品・サービス等の研究開発、その他省エネ・省ＣＯ２に資する調査・研究	②（ア）の内、住所、 （イ）（ウ）（エ）（オ）	ＳＩＩから国への提供時に匿名加工は行いません。
2	ＳＩＩ	学校法人、行政機関、研究開発を業とする法人・研究者	・ 内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築に対する学術・研究・調査・商品/サービス開発等 ・住宅・建築物における省エネルギー化、脱炭素化を支援し、２０５０年カーボンニュートラル達成に向けた学術・研究・調査・商品/サービス開発等	②（ア）の内、市区町村までの住所、 （イ）（ウ）（エ）（オ）	情報提供前に提供先の会社名、連絡先を取得した上で、利用目的を明示し、同意を取得した方のみに提供する。

３－１２．個人情報の取得と利用について（事業継承者）

以下に示す個人情報の取得及び提供に係る内容について事業継承者より同意を得ること。

NO.	項目	内容
①	個人情報の取得について	ＳＩＩは本事業の実施のため、以下「②」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得する。これらの取得した情報を、「③」に記載する範囲・目的で提供することに、事業継承者は同意するものとする。ＳＩＩの個人情報保護方針は以下を確認すること。 https://zehweb.jp/privacy/
②	取得する情報	ＳＩＩは、本事業の実施期間に以下の情報を取得する。 （ア）氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、財務資料、口座情報等の補助事業者情報 （イ）建設所在地、地域区分、建築区分、工法種別、延床面積等の建築地情報 （ウ）ZEH-M種別、外皮平均熱貫流率、導入設備種別等の性能情報 （エ）一次エネルギー消費量（基準値、設計値、実績値）、発電量、売電量、買電量等のエネルギー使用情報 （オ）その他、本事業に必要な情報
③	利用目的	ＳＩＩは「②」で取得した情報を以下の目的で利用する。 （ア）本事業の審査、管理、連絡、事業進捗状況の把握等 （イ）公募以降の本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握、国等への報告等 （ウ）ＳＩＩの各種情報案内、アンケート・調査等の実施 （エ）その他、本事業の運営に必要な業務
④	第三者への提供について	取得した個人情報は、以下の場合及び「⑤」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行わない。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目等を明示し、補助事業者に同意いただいたものに限る。 （ア）法令により提供を求められた場合 （イ）人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、同意を得ることが困難である場合 （ウ）国の機関又は地方公共団体又はその委託先を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
⑤	本事業における提供先及び利用目的、提供情報について	本事業では、別表に示す提供先、利用目的で取得情報を提供する。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等への同意を求める。
⑥	匿名加工情報の提供について	本事業では、ＳＩＩから直接又はＺＥＨ　Ｗｅｂ等で外部の研究機関等に対して、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ること、及び住宅・建築物における脱炭素化を支援し、もって２０５０年までのカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の構築を推進することを目的として、「②」に記載する情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行った上で、提供する場合がある。提供時には、利用目的を確認し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得する。ＳＩＩの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下を確認すること。https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html
⑦	個人情報提供の任意性	個人情報の提出がされない場合、利用目的を遂行できないことがある。
⑧	外部委託	「③」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがある。委託会社に対しては、適切な取扱い及び保護を行う。
⑨	開示請求等について	ＳＩＩに保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応する。手続きは下記の相談窓口まで連絡すること。請求内容を確認の上、対応する。 ＜相談窓口＞ 一般社団法人　環境共創イニシアチブ　個人情報取扱管理担当　p-support@sii.or.jp

3.　事業要件

（別表）個人情報の本事業における提供先（Ｎｏ．⑧に示す外部委託先を除く）、利用目的、提供情報は以下のとおり。

		提供先	利用目的	提供情報	備考
1	ＳＩＩ	国	本事業の申請状況・効果分析、外皮性能・省エネ・省ＣＯ２効果等の分析、製品・サービス等の研究開発、その他省エネ・省ＣＯ２に資する調査・研究	②（ア）の内、住所、 （イ）（ウ）（エ）（オ）	ＳＩＩから国への提供時に匿名加工は行いません。
2	ＳＩＩ	学校法人、行政機関、研究開発を業とする法人・研究者	・ 内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築に対する学術・研究・調査・商品/サービス開発等 ・住宅・建築物における省エネルギー化、脱炭素化を支援し、２０５０年カーボンニュートラル達成に向けた学術・研究・調査・商品/サービス開発等	②（ア）の内、市区町村までの住所、 （イ）（ウ）（エ）（オ）	情報提供前に提供先の会社名、連絡先を取得した上で、利用目的を明示し、同意を取得した方のみに提供する。

３－１３．個人情報の取得と利用について（賃貸借契約居住者）

以下に示す個人情報の取得及び提供に係る内容について賃貸借契約居住者（事業継承者が賃貸物件として貸し出している場合は借主も含む）より同意を得る。

NO.	項目	内容
①	個人情報の取得について	ＳＩＩは本事業の実施のため、以下「②」に記載する情報を本事業の事業承継するものから取得する。これらの取得した情報を、「③」に記載する範囲・目的で提供することに、賃貸借契約居住者は同意するものとする。ＳＩＩの個人情報保護方針は以下を確認すること。 https://zehweb.jp/privacy/
②	取得する情報	ＳＩＩは、本事業の賃貸借契約居住者から以下の情報を取得する。 （ア）世帯人数、世帯年齢構成の居住者情報 （イ）発電量、売電量、買電量等のエネルギー使用情報 （ウ）その他、本事業に必要な情報
③	利用目的	ＳＩＩは「②」で取得した情報を以下の目的で利用する。 （ア）ＳＩＩの各種情報案内、アンケート・調査等の実施 （イ）その他、本事業の運営に必要な業務
④	第三者への提供について	取得した個人情報は、以下の場合及び「⑤」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行わない。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目等を明示し、補助事業者に同意いただいたものに限る。 （ア）法令により提供を求められた場合 （イ）人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、同意を得ることが困難である場合 （ウ）国の機関又は地方公共団体又はその委託先を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
⑤	本事業における提供先及び利用目的、提供情報について	本事業では、別表に示す提供先、利用目的で取得情報を提供する。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等への同意を求める。
⑥	匿名加工情報の提供について	本事業では、ＳＩＩから直接又はＺＥＨ　Ｗｅｂ等で外部の研究機関等に対して、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ 適切なエネルギー需給構造の構築を図ること、及び住宅・建築物における脱炭素化を支援し、もって２０５０年までのカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の構築を推進することを目的として、「②」に記載する情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行った上で、提供する場合がある。提供時には、利用目的を確認し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得する。ＳＩＩの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下を確認すること。https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html
⑦	個人情報提供の任意性	個人情報の提出がされない場合、利用目的を遂行できないことがある。
⑧	外部委託	「③」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがある。委託会社に対しては、適切な取扱い及び保護を行う。
⑨	開示請求等について	ＳＩＩに保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応する。手続きは下記の相談窓口まで連絡すること。請求内容を確認の上、対応する。 ＜相談窓口＞一般社団法人　環境共創イニシアチブ　個人情報取扱管理担当　p-support@sii.or.jp

3.　事業要件

（別表）個人情報の本事業における提供先（Ｎｏ．⑧に示す外部委託先を除く）、利用目的、提供情報は以下のとおり。

		提供先	利用目的	提供情報	備考
1	ＳＩＩ	国	本事業の申請状況・効果分析、外皮性能・省エネ・省ＣＯ２効果等の分析、製品・サービス等の研究開発、その他省エネ・省ＣＯ２に資する調査・研究	②（ア）の内、住所、 （イ）（ウ）（エ）（オ）	ＳＩＩから国への提供時に匿名加工は行いません。
2	ＳＩＩ	学校法人、行政機関、研究開発を業とする法人・研究者	・ 内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築に対する学術・研究・調査・商品/サービス開発等 ・住宅・建築物における省エネルギー化、脱炭素化を支援し、２０５０年カーボンニュートラル達成に向けた学術・研究・調査・商品/サービス開発等	②（ア）の内、市区町村までの住所、 （イ）（ウ）（エ）（オ）	情報提供前に提供先の会社名、連絡先を取得した上で、利用目的を明示し、同意を取得した方のみに提供する。

４．事業の実施

４－１．　事業フロー
４－２．　公募～交付決定
４－３．　補助事業実施中の留意事項
４－４．　補助事業の開始
４－５．　中間報告
４－６．　補助事業の完了
４－７．　実績報告及び確定検査（書類審査・現地調査）
４－８．　補助金交付額の確定及び補助金の支払い
４－９．　取得財産の管理等
４－１０．よくあるご質問

4－1．事業フロー

年度予定

公募期間 → 審査 → 事業の遂行・検査・支払い → 実施状況報告

●公募期間
２０２５年
５月２７日（月）１０時
６月２１日（金）１７時

●交付決定
８月上旬（予定）

●中間報告：　補助対象設備・工事の契約締結後３０日以内、又は１１月２９日（土）までのいずれか早い日まで
●事業完了　事業により異なるため、詳細はP１１を参照
●完了実績報告　事業により異なるため、詳細はP１２を参照

・補助事業完了後２年間アンケートを実施
・分譲集合住宅の場合は入居後２年間）

SII

- HPにて情報公開
- 公募受付・審査
- （有識者による）採択審査委員会
- **交付決定通知**
- 中間検査（審査）必要に応じて現地検査を行う
- 確定検査（審査）必要に応じて現地検査を行う
- **額の確定通知**
- 補助金支払
- データ収集・解析

申請者（補助事業者）

- **交付申請**
- 事業開始
- 補助対象工事契約・着手
- **中間報告**
- ＢＥＬＳ取得
- 事業完了（支払完了）
- **実績報告**
- 精算払請求
- 補助金入金
- 定期報告アンケート提出

４－２．公募～交付決定

（１）事業の公募

- ＳＩＩは、補助事業を行おうとする者に対し公募を行う。
- ＺＥＨ　Ｗｅｂ：htthttps://zehweb.jp/housingcomplex/high/に公募情報を掲載する。

（２）交付申請

- 申請者は公募要領を熟読の上、「Ｐ７３　５．交付申請の方法」に従い、申請に必要な書類データ一式をメール添付し、公募期間中にＳＩＩへ提出すること。
  なお、郵送等による申請書類の送付は不要。
- 申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しないため注意すること。

（３）申請実務協力者

以下の申請者は、補助事業の円滑な遂行を目的として、補助事業に関与するＺＥＨデベロッパーに申請実務担当業務の協力を求めることができる。

- 個人又は日本国内で事業を営んでいる個人事業主
- ＺＥＨデベロッパー登録を受けていない法人

（注１）申請実務協力者による申請の場合、申請書類に関するＳＩＩからの問い合わせや訂正依頼に担当者が確実に対応すること。

（注２）事業の実施について、申請実務協力者は申請者の十分な理解を得られるように説明を行うこと。

（注３）申請実務協力者は申請者本人の署名・捺印のある委任状を取得し、ＳＩＩへ提出すること。

（4）審査

①　審査方法

- ＳＩＩは補助金交付申請書に記載された事業内容等について交付要件等の審査を行った後、学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会に諮り、審査及び評価項目にしたがって審査を実施する。
- ＳＩＩは提出された申請書類の審査を行う一貫として、申請者に事業内容等について東京若しくはオンラインでヒアリングを実施する場合がある。

＜審査項目＞

- 補助事業の内容が、交付要件を満たしていること。
- 申請者の資金調達計画が適切であり、事業の確実性、継続性が十分である（直近の決算において、少なくとも債務超過でない）と見込まれる。
- 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金、並びに補助金適正化法第２条第４項第１号に掲げる給付金及び同項第２号に掲げる資金を含む）が含まれない。
- 申請書類の不備、不足、偽り等で、審査の継続が不可能であるとＳＩＩが判断した場合は不採択とする。

②　評価項目

評価項目は以下のとおりとする。

評価項目	内容
省エネ性能（住棟評価）	再生可能エネルギー等を除いた一次エネルギー消費量削減率
外皮性能	・住戸平均値（１～７地域：U_A値、８地域：８地域における要件の採用数） ・外皮総面積に対する開口比率
ハイグレード仕様	・住棟を構成する全住戸の外皮性能が断熱等性能等級６相当以上 ・住棟の再生可能エネルギー等を除く一次エネルギー消費量削減率が３０％以上
再生可能エネルギー	・太陽光発電による再生可能エネルギーの供給容量 ・再生可能エネルギーによる削減率 ・再生可能エネルギーの自家消費を前提とし、居住者が使用可能な蓄電システム、ＥＶ充電設備、ＶＨ２充放電設備の導入有無
広報計画のＺＥＨ普及促進に係る積極度	・省エネ性能ラベル等の広告掲載計画の媒体数 ・取得した住戸ＢＥＬＳの表示有無（一部住戸の表示でも可）
審査委員による加点等	・補助金の上限適用後の事業全体の補助金に対する一次エネルギー消費削減量の費用対効果 ・その他審査委員による評価等

③　補助事業の選定

以下の地域区分ごとに採択枠を設け、補助事業の多様性等を確保するため、以下の方法により補助事業を選定する。

住棟の種別	地域区分			
	1・2・3	4・5	6・7	8
分譲				
賃貸				
建築物木材利用促進協定にかかわる優先採択枠				

1）申請を受けた事業について、評価項目ごとに審査基準（省エネ性能、外皮性能、再生可能エネルギーを重視）に定めた配点で総合点を算出する。なお、補助事業の交付要件に適合しない申請については審査を行わない。

2）建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業について優先採択枠を設け、事業規模の範囲内で採択候補事業を選出する。

3）採択枠一覧表の採択枠ごとに、総合点が最も高い事業から順に採択候補事業を選出する。
※補助事業の多様性（立地、建物形状、建築構造等）の確保を目的として、１つの採択枠を複数に分割する場合がある。

4）上記３）の採択候補を選出しても事業規模に満たない場合は、３）の方法を再度繰り返し、事業規模の範囲内で順次採択候補事業を選出する。
それでも事業規模に満たない場合は、採択枠に関係なく総合点が高い順に採択候補事業を選出する。

5）以上により選出された採択候補事業を審査委員会に諮り、事業規模の範囲内で採択事業を決定する。
その際、複数年度事業においては２年度目以降の申請内容も総合的に考慮する。

（5）交付決定

- ＳＩＩは、採択事業について交付決定を行う。
- 交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付並びに交付額を確定するものではない。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取消しとなる場合がある。
- 審査の結果については、交付規程にしたがって採択、不採択に係らず申請者に通知する。
- 交付申請の採択は予算の範囲内で行うため、要件を満たしている場合であっても不採択となることがある。
- 交付決定後、希望者にはオンラインで事務取扱説明会を行うので、希望する場合はＳＩＩに連絡をすること。

（6）採択事業の公表

- ＳＩＩに提出された申請や報告の情報（事業者名、事業概要、補助金交付決定額等）は、国又はＳＩＩから公表される場合がある。
  なお、交付決定等に関する情報はジービズインフォにおいてオープンデータとして原則公表される（個人申請を除く）。
  ジービズインフォWebサイト：https://info.gbiz.go.jp/
- ＺＥＨ　Ｗｅｂでは、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害する恐れのある部分について当該事業者が申し出た場合は、原則公開しない。
- 個人事業主による申請の場合は、補助金交付決定額は原則公表しない。

４－３．補助事業実施中の留意事項

補助事業者は交付規程、公募要領及び交付決定後に配布される事務取扱説明書を熟読した上で、補助事業を行うこと。

① 交付決定からの事業内容の変更は原則認められない。補助事業期間中に変更の可能性が生じた場合は、内容に係わらず速やかにＳＩＩに連絡し指示に従うものとする。

② 変更により本事業の要件に不適合となった場合は補助金の交付を受けることができないので注意すること。

③ ＢＥＬＳを取得した結果、一次エネルギー消費量削減率が本事業の交付決定時の値よりも下回らないこと。

④ ハイグレード仕様で交付決定を受けた場合、交付決定時の性能を下回ることは原則認められない。

⑤ 交付決定後に交付申請内容が本事業の交付要件を満たさないことが発覚等した場合は、審査の結果に係わらず交付決定の修正又は取消しの措置を講じることがある。

⑥ 交付規程に違反金適正化法第１７条の規定する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- 補助による交付決定の取消し、第１８条の規定による補助金等の返還及び第１９条第１項の規定に準拠した加算金の納付。
- 補助金適正化法第２９条から第３２条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わない。
- ＳＩＩの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とする。
- 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

⑦ 本事業で導入した設備等については、ＳＩＩが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者と設計者及び施工者等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をＳＩＩが保証するものではない。上記に関する紛争が起きてもＳＩＩは関与しない。

⑧ 申請者及びＺＥＨデベロッパーは、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはならない。

⑨ 申請内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ的確な提案・申請をすること。

⑩ 不正をしたことが明らかになった場合は補助金の支払いを行わない。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行うこと。

４－４．補助事業の開始

補助事業者は、ＳＩＩから交付決定通知を受けた後に、補助対象とする設計及び補助対象工事の開始（工事等の契約、発注、着手）が可能となる。
なお、交付決定日前に契約・発注等を行っていた場合は、交付決定の取消しとなる。
したがって、補助対象となる工事等の契約・発注・着手等を行うにあたっては、以下の点に留意すること。

① 補助対象経費に係る工事等の発注日、契約日及びＢＥＬＳの取得は、ＳＩＩの交付決定日以降とすること。
なお、複数年度に渡る事業であって、２年度目以降の場合は、この限りではない。

② 定額により算出した補助対象費用以外の工事項目については、以下の要領にて費用の妥当性を示すこと。

- 原則、交付決定日以降に３社以上の見積り又は競争入札によって発注先を決定すること。
- 事業期間を考慮し、公募開始後から交付決定日前に行った３社以上の見積り依頼及び見積り・入札結果を認めるが、加えて事業の進め方に関してＳＩＩに事前に相談し、交付決定がされた場合に備え、事業完了後の確定検査時に必要な書類を整備しておくこと。
その場合においても工事の契約・着手の開始は必ずＳＩＩの交付決定日以降に行うこと。
- 競争入札によりがたい場合は、その理由を明確にすると共に、価格の妥当性についても根拠を明確にすること。

③ 契約・発注形態は建築躯体と設備の一括発注、設備一括発注、設備区分ごとの分離発注のいずれも可とすること。

④ 補助事業全体の内容・金額が把握できるように、関連する補助対象外部分も含む契約とする。工事区分は適宜細分し各設備の導入費用を明確にすること。

⑤ 複数年度に渡る事業を一括で契約・発注する場合は、年度ごとの実施内容及び金額等が確認できるようにすること。
ただし、各年度の工事開始は当該年度の交付決定日以降とすること。

４－５．中間報告

補助事業者は当該年度の補助対象設備・工事の契約締結を行った後、中間報告を行うこと。
原則、中間報告は補助対象設備・工事の契約締結後３０日以内又は１１月２９日のいずれか早い日までにＳＩＩへ提出すること。
なお、ＳＩＩは必要に応じて中間検査（現地調査）を行うことがある。
詳細は、交付決定後に配布される事務取扱説明書を確認すること。

４－６．補助事業の完了

以下の全てが完了した時点をもって補助事業の完了とする。なお、期日以内に以下のいずれか１つでも完了しなかった場合は、減額及び交付決定の取消しとなる場合があるので注意すること。

① ＢＥＬＳの取得

② 当該年度に予定された補助対象工事の完了

③ 当該年度の補助対象工事に関する支払いの完了

- 支払いは現金払い（金融機関による振込）で行うこととする。
- 補助対象費用の支払いは、交付決定日から事業完了日までの間とする。
- 原則、金融機関が発行する入出金明細照会によって確認する。

④ 工事請負会社等からの補助対象工事の引渡し

４－７．実績報告及び確定検査（書類審査・現地調査）

① 補助事業者は、補助事業が完了した日から３０日以内又はＳＩＩが定める期日のいずれか早い日までに「完了実績報告書」をＳＩＩに提出する。

② ＳＩＩは、実績報告を受けた後、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行う。

③ 確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものである。
確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができないだけでなく、交付決定の取消しの対象となる。

④ 申請どおりの省エネルギー効果が得られないと見込まれる場合、あるいは申請どおりの設備が設置されていない場合は、補助金の支払いが行われないことがある。

⑤ 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達分（工事等を含む）がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とすることがある。

４－８．補助金交付額の確定及び補助金の支払い

ＳＩＩは、「本事業の交付要件」と「その補助事業の交付決定の内容」に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知する。補助事業者は、補助金の額の確定後「精算払請求書」をＳＩＩに提出し、ＳＩＩは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払う。

４－９．取得財産の管理等

- 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。
- 補助事業者は耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をＳＩＩに提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、ＳＩＩは交付決定を取消し、加算金（年利１０．９５％）とともに補助金全額の返還を求めることがある。
- ＳＩＩは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をＳＩＩに納付させることができるものとする。

＜分譲集合住宅における重要事項＞
ＺＥＨデベロッパー等の事業主体が補助金の交付を受ける場合、速やかに補助事業を承継する手続きをＳＩＩに対して行うこと。
- 住宅専有部については、 不動産売買契約時に入居者へ
- 住宅共用部については、管理組合が組織された後、管理組合へ

その際、事業継承者に対し、「定期報告アンケートの提出」、「取得財産の適正管理」、「エネルギー管理支援サービスの加入（ある場合のみ必須とする）」等、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類（契約書等）の提示ができること。

＜財産処分について＞
交付規程に則り、財産処分を行いＳＩＩの承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。
- 住宅専有部処分制限財産の取得日（支払日）を起算日とする。
- 処分制限財産に対し、転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄を行った日を処分日とする。
- 処分制限期間は補助対象住宅の財産取得日（引渡受領日）から６年とする。
- 計算用の決算日を３月３１日とする。
- 減価償却方法は、原則「定額法」を採用する。
- 上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

※その他、平成２０年５月１５日（令和５年９月１日改正）大臣官房会計課の「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」に該当する場合（転用・譲渡・交換・貸付け・担保・廃棄・取り壊しの財産処分）においても同様とする。

４－１０．よくあるご質問

ＺＥＨ　Ｗｅｂに「よくあるご質問」を掲載しているので、確認すること。
https://zehweb.jp/housingcomplex/high/faq/

５．交付申請の方法

５－１．　交付申請の流れ
５－２．　データ提出における注意事項
５－３．　交付申請提出書類リスト
５－４．　本人確認書類のマスキング処理について

5.　交付申請の方法

５－１．交付申請の流れ

Step 1　公募要領の確認

- 公募要領の内容をよく確認する。
  ※書類不備は不採択の要因となりえるので留意する。

Step 2　交付申請書作成及び添付書類作成

- ＺＥＨ　Ｗｅｂより、様式をダウンロードする。
- 指定様式に必要事項を入力する。
- 「Ｐ７５　５－３．交付申請提出書類リスト」を確認し、必要に応じて添付書類の作成をする。
- 作成したＥｘｃｅｌ、ＰＤＦデータは控えとして整理・保管する。

Step 3　交付申請書類の提出

- 以下のルールに従って交付申請書類データ一式を公募期間内にＳＩＩへ送付する。
  なお、ＳＩＩから補助事業者等に対してデータを受領した旨の連絡はしない。
  ※郵送等による申請書類の送付は不要。
  - メール件名　　：【R7高層ＺＥＨ－M】交付申請書類データ提出
  - 送付先メールアドレス：zeh-m_datapost@sii.or.jp
  - 宛先　　：一般社団法人　環境共創イニシアチブ　高層ＺＥＨ－M担当宛
  - 添付フォルダ名　　：【R7高層】補助事業名＿交付申請データ
    例）補助事業名が「〇〇〇高層ＺＥＨ－M支援事業」の場合。「【R7高層】〇〇〇＿交付申請データ」

■データのまとめ方

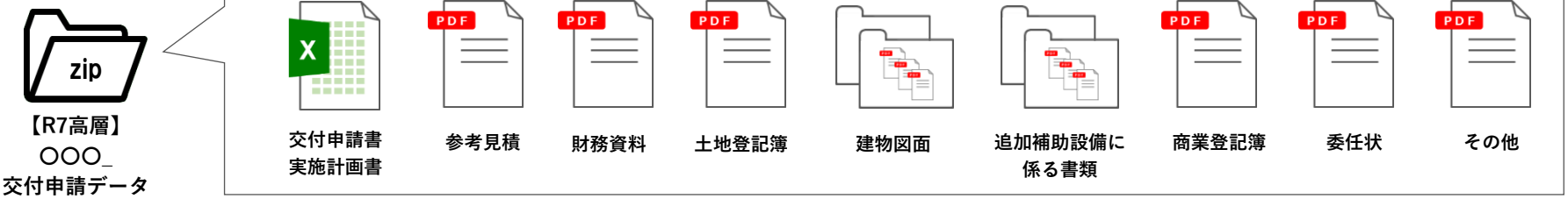

５－２．データ提出における注意事項

① メール本文中に個人情報を記載しないこと。
② 複数の事業を申請する場合は、申請する事業ごとにメール作成すること。
③ データサイズが大きい場合は、メールを分けて送信しても構わないが、その際は分割して送付していることが分かるようにすること。
④ 申請者情報は個人情報を含む重要データであるため、パスワードの設定や誤送信等に注意すること。

５－３．交付申請提出書類リスト

項目名	書類名	書式	提出区分	提出データ種別	特記事項
①　交付申請書	様式第１　交付申請書	SII指定	必須	Excel	
	（別紙１）　補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分				
	（別紙２）　暴力団排除に関する誓約事項				
	（別紙３）　役員名簿		該当		・法人申請のみ提出すること ・共同申請の場合は全申請者分を提出すること
	誓約書		必須		・押印不要 ・共同申請の場合は全申請者分を記載すること
	個人情報の取得と利用について				
②　実施計画書	１．全体概要				
	２．補助事業概要図				
	３．住戸情報入力				
	４．補助対象経費総括表（まとめ）				
	５－１～４．補助対象経費総括表 （１年目）（２年目）（３年目）（４年目）				
	６－１～４．共用部定額単価算出シート （１年目）（２年目）（３年目）（４年目）		該当		該当設備を導入する場合は提出すること

次頁につづく

項目名	書類名		書式	提出区分	提出データ種別	特記事項
②　実施計画書	７．共用部空調設備費用算出シート		SII指定	該当	Excel	該当設備を導入する場合は提出すること
	８－１～４．費用明細書（共用部）（１年目）（２年目）（３年目）（４年目）					定額単価積み上げ方式を用いない設備を導入する場合は該当設備費及び工事費の見積明細書も提出すること
	９．パネルラジエーター設備費用算出シート					該当設備を導入する場合は提出すること
	１０．蓄電システム補助対象経費算出シート（共用部）					共用部に導入する場合は見積明細書も提出すること
	１１．ＭＥＭＳ補助対象経費算出シート					導入する場合は見積明細書と併せて提出すること
	追加設備等	１２．追加補助対象となる設備等の補助金額集計表				該当設備を導入し補助金の加算を受ける場合は提出すること
		１３．蓄電システム明細（専有部）				
		１４．水害等の災害時の電源確保に配慮した蓄電システム導入計画				導入計画を行う場合は提出すること
		１５．ＥＶ充電設備補助金算出シート				該当設備を導入し補助金の加算を受ける場合は提出すること
		１６．Ｖ２Ｈ充放電設備補助金算出シート				
		１７．ＣＬＴ明細				
		１８．地中熱ヒートポンプ・システム明細				
		１９．ＰＶＴシステム明細				
		２０．液体集熱式太陽熱利用システム明細				

次頁につづく

項目名	書類名	書式	提出区分	提出データ種別	特記事項
②　実施計画書	２１．工程表	SII指定	必須	Excel	
③　参考見積	参考見積	写し	該当	PDF	定額単価以外の設備の導入、蓄電池の導入（共用部）又はＭＥＭＳの導入を行う場合は提出必須
④　財務資料	直近１期分の財務諸表・決算単身表（単独決済）等の写し		必須		共同申請の場合は全申請者分（個人事業主の場合は確定申告書類の写し）
⑤　土地登記簿等	土地登記簿謄本 （登記情報提供サービスで取得した情報の提出も可）				発行日から３ヶ月以内のもの ※交付申請時に未登録の場合は以下を提出すること ・現在の土地所有者が確認できる書類 ・今後該当の土地が申請者所有になることが確認できる書類 （購入契約書の写し等） ・未登記の旨と取得時期を説明した紙面を添付すること
	土地賃貸借契約書		該当		法人申請で土地が賃貸の場合は提出必須
⑥　建物図面	建物案内図	自由	必須		・設備工事ごとに編集しカラーで作成すること （例）空調設備・機器表・設備設置図 ・平面図に部屋番号を記入すること ・補助対象設備を平面図に明記すること ・建物立面図には太陽光搭載屋根面に太陽光パネルの容量を明記する、もしくはパネル割付図を提出すること
	建物配置図				
	建物概要				
	各階平面図				
	建物立面図				
	断面図又は矩計図				

次頁につづく

項目名	書類名	書式	提出区分	提出データ種別	特記事項
⑦　追加補助設備に係る書類	ＥＶ充電設備又はＶ２Ｈ充放電設備カタログ	自由	該当	PDF	・ＥＶ充電設備又はＶ２Ｈ充放電設備を導入する場合は提出すること ・補助対象となる設備のカタログ又はWebカタログの表紙と該当設備が記載されているページ ・カタログには、該当設備が記載されたページに付箋を貼り、型番に蛍光ペン等でマークを入れること
	ＥＶ充電設備又はＶ２Ｈ充放電設備見積明細				・ＥＶ充電設備又はＶ２Ｈ充放電設備を導入する場合は提出すること ・充電設備本体の価格が確認できること ・本体及び据付け工事が確認できること ・見積書は宛先、発行元、発行日が確認できること
	平面図（兼設備設置図）				・ＥＶ充電設備、Ｖ２Ｈ充放電設備、ＣＬＴ、地中熱ヒートポンプ・システム、ＰＶＴシステム、又は液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合は提出すること ・補助対象となる建材又は設備について設置場所を記入すること ・ＥＶ充電設備、Ｖ２Ｈ充放電設備については、補助対象建築物の配線取出ボックスから補助対象設備までの配線を明記すること
	システム構成部材一覧				・ＣＬＴ、地中熱ヒートポンプ・システム、ＰＶＴシステム、又は液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合は提出すること ・導入する建材又は設備の部材名、メーカー、数量、単位を記入すること
	システム構成図				・ＣＬＴ、地中熱ヒートポンプ・システム、ＰＶＴシステム、又は液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合は提出すること ・イラストや構成図等を用いて、システム全体を表現すること
	リース契約書（案）				・蓄電システム、ＥＶ充電設備、Ｖ２Ｈ充放電設備、ＰＶＴシステム、又は液体集熱式太陽熱利用システムをリース契約する場合は提出すること ・リースの期間は原則法定耐用年数以上とすること
⑧　商業登記簿等	現在事項全部証明書 （登記情報提供サービスで取得した情報の提出も可）	写し	必須		・発行から３ヶ月以内のもの ・個人等の場合は公的機関発行の本人確認ができる書類（運転免許証の写し等）を提出すること ・共同申請の場合は全申請者分提出すること
⑨　委任状		SII指定	必須		指定された書式に記名・押印の上、ＰＤＦファイルで提出すること
⑩　その他		自由	該当		その他申請に必要な書類がある場合

５－４．本人確認書類のマスキング処理について

- 提出する書類に個人関連情報及び機微情報の記載がある場合、以下の例を参考にマスキング処理を必ず行うこと。
- マスキング対象の個人関連情報及び機微情報にマスキング処理されていない場合、ＳＩＩは受理せず不備として差戻しする。

（注１）本人確認書類は１種類のみＰＤＦデータを添付すること。

（注２）有効期限の定めのあるものについては、申請日現在で有効期限内のものに限る。

（住民票、現在事項全部証明書等は発行日から３ヶ月以内のもの）

（例）マイナンバーカード

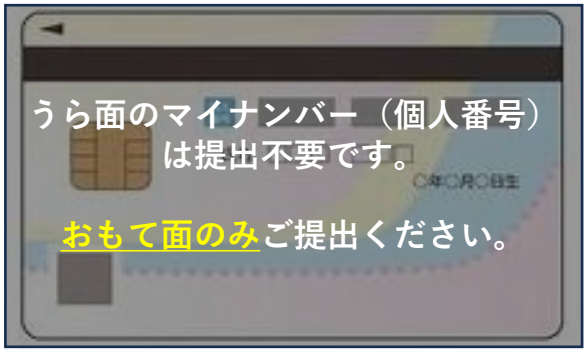

（例）健康保険証

マスキング処理が必要な箇所

■記号
■番号
■（被）保険者番号
■ＱＲコード

補助事業の詳細は、ＺＥＨ　Ｗｅｂをご覧ください
「高層ZEH－M支援事業」
https://zehweb.jp/housingcomplex/high/
問合せ先　ＴＥＬ　０３－５５６５－４５３３ 【受付時間】平日 １０：００～１２：００、１３：００～１７：００ 上記以外の電話番号に問い合わせても、一切回答はいたしかねるため、必ず上記の問合せ先に連絡すること。